

## 令和4年度佐賀市環境 マネジメントシステム 実績報告書

(令和3年4月～令和4年3月)

環境政策課

2022.9.12

# 環 境 方 針

(基本方針)

1. 地球温暖化を防止するまち さが

市役所自身が環境負荷の低減に取り組むとともに、市民、事業者等に対して、省エネルギー行動の実践、再生可能エネルギーや新たな資源の活用など、環境負荷を減らすことができる取り組みの普及を積極的に推進することで、地球温暖化防止への貢献を目指します。

2. 資源を活かす循環のまち さが

廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用の推進など、佐賀市全体でごみ問題の解決を図り、循環型社会の構築を目指します。

3. 水とみどりがあふれるまち さが

地域の自然・生物多様性を保全し、快適な親水空間・みどり空間の創出等を推進することにより、自然環境と人々の営みや歴史・文化とが調和した都市づくりを目指します。

4. 安全で快適な生活環境のまち さが

市民、事業者等に対する生活環境への配慮意識の啓発、水道水の安定供給や生活排水の適正処理等を実施することにより、安全で快適な生活環境の向上を目指します。

(佐賀市の望ましい環境像)

『守り、育み、未来をつくるトンボ飛び交うまち さが』

平成27年12月10日

佐賀市長

秀島敏行

## 1. はじめに

佐賀市は、山から海までつながる水とみどりにあふれる豊かな自然環境が広がっています。豊かな自然は多様な生態系を形成し、様々な自然の恵みをもたらすことで、私たちの生活を支えています。

しかしながら、今日の社会では、物の豊かさや利便性を追求し、大量生産・大量消費・大量廃棄を繰り返してきたことで、地球温暖化問題をはじめ、大気や水の環境汚染、自然破壊による生物種の絶滅、ごみ問題といった、私たちの生活を脅かす深刻な問題が起きています。

そこで、佐賀市は、すばらしい自然や歴史・文化が残る環境を、守り、育み、未来の子どもたちへ引き継いでいくために、自らの環境負荷を減らすことはもとより、市民、事業者等に環境保全に関する様々な普及・啓発活動を行い、実践を促します。環境施策をより計画的、効果的かつ確実に展開していくために、環境マネジメントシステムを構築し、進捗管理を行っており、平成14年3月1日には、旧佐賀市（現在の本庁）で環境に関する国際規格であるISO14001を認証取得し取り組みを進めてきました。平成22年度からは、佐賀市独自の環境マネジメントシステムである「佐賀市環境マネジメントシステム」の運用を開始し、今後一層、環境への取り組みを進めていきます。

今回の報告書は、令和3年度の取り組み状況を取りまとめ、市民の皆様に報告するものです。

### ■これまでの経緯

平成13年4月	市長によるキックオフ宣言
平成13年10月	システムの運用開始
平成14年3月	佐賀市（旧佐賀市）がISO14001の認証を取得
平成15年3月	水道局、交通局、本庄幼稚園までシステム対象範囲を拡大
平成17年10月	市町村合併 新市の環境方針を策定
平成18年10月	諸富・大和・富士・三瀬支所がシステムを運用開始
平成20年10月	川副・東与賀・久保田支所がシステムを運用開始
平成21年4月	衛生センターがシステムを運用開始
平成22年2月	佐賀市が環境都市を宣言
平成22年4月	佐賀市環境マネジメントシステムによる運用開始
平成27年12月	第2次佐賀市環境基本計画の策定に伴う環境方針の見直し
平成28年7月	第2次佐賀市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定

■ システム対象範囲

佐賀市環境マネジメントシステムは、佐賀市役所におけるすべての事務・事業及び活動を対象としています。

令和3年度の環境マネジメントシステムの主な適用範囲は以下のとおりです。

部門	エネルギー管理施設等（主なもの）
総務部	本庁舎 大財別館 アイスクエアビル 消防格納庫
企画調整部	旧枝梅酒造 さが藻類産業研究開発センター
経済部	エスプラッツ白山 歴史民俗館 佐賀バルーンミュージアム やまびこの湯
農林水産部	四季のめぐみ館 排水機場
建設部	公園・遊園 施設管理センター 佐賀駅前広場 放置自転車等保管所
環境部	佐賀市清掃工場 最終処分場 清掃工場南部中継所 衛生センター
市民生活部	斎場 交通公園 隣保館 同和教育集会所 田代ふれあいセンター
保健福祉部	ほほえみ館 保健センター 老人福祉センター 三瀬診療所
子育て支援部	児童クラブ 児童センター 幼稚園・保育所
地域振興部	公民館 コミュニティセンター 健康運動センター スポーツ施設
教育部	小中学校 給食センター 文化財資料館 青少年センター 図書館
各種委員会	（管理施設なし）
諸富支所	諸富支所庁舎 産業振興会館
大和支所	大和支所庁舎 そよかぜ館 川上排水機場
富士支所	富士支所庁舎 泉源
三瀬支所	三瀬支所庁舎 体験農園施設
川副支所	川副支所庁舎 排水機場
東与賀支所	東与賀支所庁舎 シチメンソウの里休憩所 排水機場
久保田支所	久保田支所庁舎 排水機場 久保田駅トイレ
交通局	交通局庁舎 整備工場
上下水道局	上下水道局庁舎 浄水場 下水浄化センター 農業集落排水処理施設 ポンプ場
富士大和温泉病院	富士大和温泉病院

この他にも、佐賀市独自の学校版環境ISOを策定し、市内の小中学校で活発な取り組みが行われています。

## 2. 取り組み結果

### (1) 第2次環境基本計画に掲げる施策の取り組みについて

平成27年10月に策定した第2次佐賀市環境基本計画に基づく環境施策を計画的に実施するため、佐賀市環境マネジメントシステムのなかで進捗管理を行っています。

令和3年度の環境基本計画に掲げる施策目標、基本目標横断プロジェクトの取り組みについて報告します。

(10 ページ以降に掲載)

### (2) 全庁共通の取り組みについて

市役所業務の環境負荷の低減のために、「コピー用紙の購入量削減」、「職場排出物の抑制」、「施設エネルギー使用量の削減」、「自動車燃料使用量の削減」、「グリーン購入の推進」に全庁で取り組んでいます。

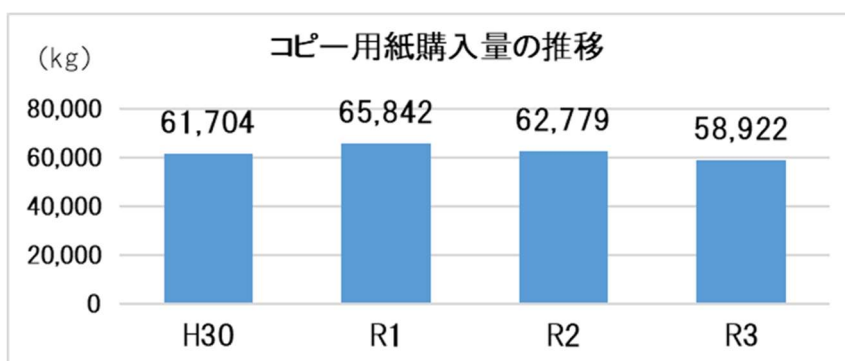
#### ① コピー用紙の購入量削減

災害対応や新型コロナウイルス関係業務で購入量が増えた部門もありましたが、両面印刷や裏紙使用、ペーパーレスの推進により前年度比 6.1%減となりました。

▽ (表1) コピー用紙の購入量

年度	A3	A4	B4	B5	合計(kg)
R3	6,281	51,516	1,030	95	58,922
R2	4,814	56,718	1,145	101	62,779
R1	5,533	59,546	696	67	65,842
H30	4,361	56,141	1,104	97	61,704

▽ (図1) コピー用紙の購入量



② 職場排出物の抑制

新型コロナウイルス対策業務や支所移転および選挙事務などにより職場排出物が前年度より増加しました。支所移転に伴う不要物の整理や執務室および倉庫整理により、プラスチック系ごみは前年度比 34.9%増となりました。

▽ (表 2) 廃棄物

年度	一般廃棄物			産業廃棄物		合計(kg)
	燃えるごみ	シュレッダー古紙	燃えないごみ	有害ごみ	プラスチック系ごみ	
R3	44,933	7,271	1,627	43,899(※111)	4,383	102,113(※58,325)
R2	39,345	8,356	1,276	33,794(※102)	3,248	86,019(※52,327)
R1	32,662	8,251	956	21,867(※77)	3,324	67,060(※44,702)
H30	32,580	8,567	1,324	138	3,498	46,106

※R1 より富士大和温泉病院の有害ごみを計上。( )内は富士大和温泉病院の有害ごみを除く量。

▽ (表 3) 資源物

年度	ビン・缶	布類	新聞・チラシ	ダンボール	コピー用紙	雑誌・色紙	機密文書	合計(kg)
R3	746	62	7,959	6,998	12,864	25,986	32,747	87,362
R2	620	107	8,642	7,449	11,087	26,276	32,149	86,330
R1	626	45	9,503	6,992	13,019	25,048	27,922	83,155
H30	539	70	9,889	6,375	13,035	23,796	29,174	82,878

③ 施設エネルギー使用量の削減

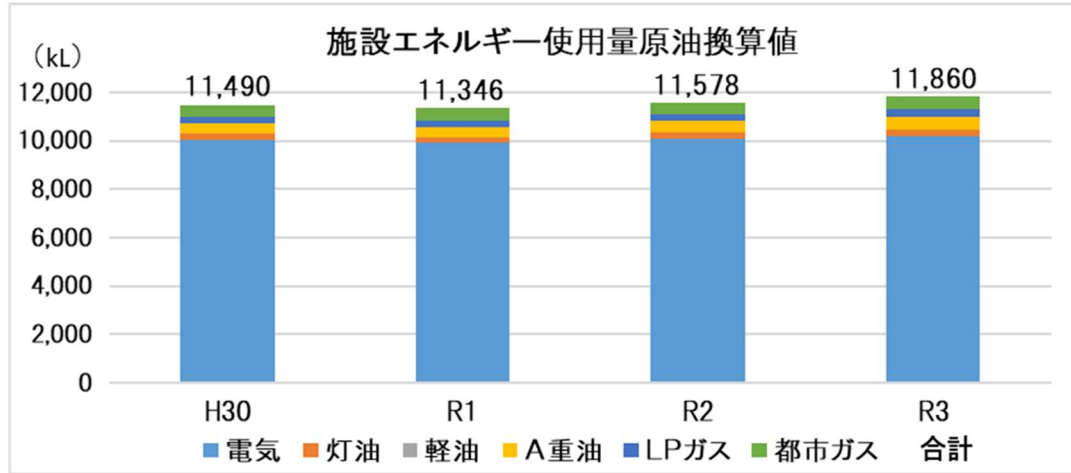
電気使用量は前年度から減少しましたが、A重油は大雨の影響で排水機の稼働率が上がったため前年度比 17.9%増となり、灯油は新型コロナウイルス対策で換気の機会が増えたため前年度比 3.6%増となりました。

▽ (表 4) 施設エネルギー使用量

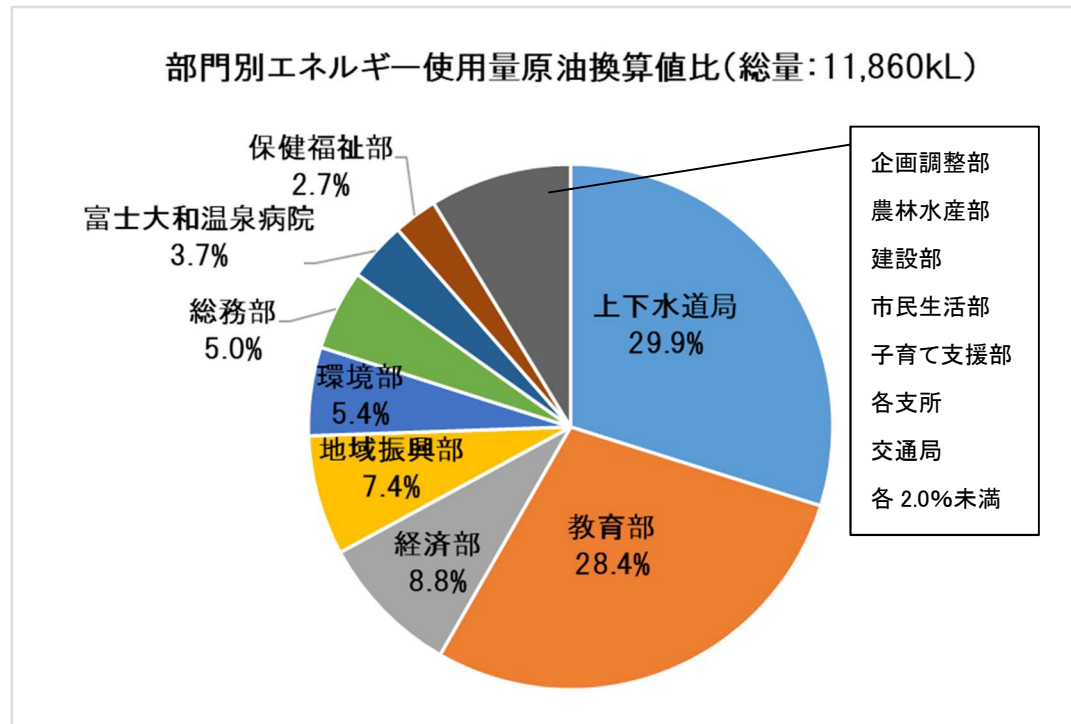
	電気(kWh)		A重油(L)	灯油(L)	軽油(L)	LPG(t)	都市ガス(m <sup>3</sup> )
	使用電力量	うち自家発電量					
R3	55,055,365	15,458,005	520,199	304,812	2,773	220.2	491,122
R2	57,500,356	18,277,115	440,971	294,226	3,708	204.9	424,959
R1	57,444,090	18,887,140	421,892	230,595	3,596	204.9	441,266
H30	58,088,216	19,275,081	391,723	307,338	3,817	211.3	476,064

それぞれのエネルギーの使用量を原油に換算にすると令和3年度は全体で前年度比2.4%増となりました。

▽ (図2) 施設エネルギー使用量原油換算値



▽ (図3) 部門別施設エネルギー使用量原油換算値の割合



④ 自動車燃料使用量の削減

軽油の使用量は、大雨や台風などの災害対応や海岸漂着ごみの運搬収集などにより、前年度比 6.7%増となりました。一方、ガソリンは前年度比 5.4%減となりました。

また、使用済みの天ぷら油から精製する高品質バイオディーゼル燃料（HiBD）については、軽油と同等質の燃料であり、軽油に混合したものを市営バスやごみ収集車の燃料として使用しています。

▽（表 5）燃料別使用量・走行距離・燃費

		H30	R1	R2	R3
ガソリン	使用量 (ℓ)	197,236	171,260	160,619	151,901
	走行距離 (km)	2,371,603	2,108,886	1,981,477	1,914,403
	燃費 (km/ℓ)	12.0	12.3	12.3	12.6
軽油	使用量 (ℓ)	901,004	899,896	818,919	874,526
	走行距離 (km)	3,269,229	3,266,958	3,077,614	3,250,860
	燃費 (km/ℓ)	3.6	3.6	3.8	3.7
HiBD(R2～) BDF(～R1)	使用量 (ℓ)	39,818	14,785	3,275	6,797
	走行距離 (km)	141,510	63,013	21,328	—
	燃費 (km/ℓ)	3.6	4.3	6.5	—

⑤ グリーン購入の推進

一部調達において、機能性・安全性等の観点から選択できないケースや価格が著しく高価であるなどの理由でグリーン購入を達成することができませんでしたが、引き続き目標達成率 100%に向けて周知を徹底していきます。

▽（表 6）区分別グリーン購入達成率

区分		H30	R1	R2	R3
用紙類、 事務用品類	グリーン購入 達成率 (%)	99.0%	99.5%	98.7%	99.6%
	年間調達総量	15,557,127	16,472,891	15,373,724	14,109,960
	内グリーン購入 適合品目調達数	15,393,783	16,394,795	15,175,884	14,050,050
その他の区分 (印刷物、衛生用品、事務機器等、オフィス家具等、被服等、その他繊維製品、自動車、設備、消火器、災害・備蓄用品)	グリーン購入 達成率 (%)	94.5%	99.3%	99.8%	99.0%
	年間調達総量	3,138,628	3,057,987	3,104,101	2,885,052
	内グリーン購入 適合品目調達数	2,965,291	3,035,638	3,096,504	2,856,171
計	グリーン購入 達成率 (%)	98.2%	99.5%	98.9%	99.5%
	年間調達総量	18,695,755	19,530,878	18,477,825	16,995,012
	内グリーン購入 適合品目調達数	18,359,074	19,430,433	18,272,388	16,906,221

### (3) その他の取り組みについて

#### ○エコアクションデーの実施

佐賀市では、毎月第 2、4 水曜日を「エコアクションデー」とし、職員が環境配慮行動を推進する日としています。特に、自動車の使用を自粛するエコ通勤を推進しており、当日の通勤にはなるべく徒歩や自転車、公共交通機関を利用するように呼び掛けています。

#### ○PLANET ACTION！（プラネットアクション）

世界的に大きな問題となっているプラスチックごみによる海洋汚染について、佐賀市では、市役所から始める海洋プラスチックごみ対策として「PLANET ACTION！」に取り組んでいます。

##### <取り組み内容>

- ・使い捨てプラスチック（ストロー、コップ、レジ袋）を使用しない。
- ・会議やイベントでペットボトルを使用しない。
- ・海岸・河川清掃等へ積極的に参加する。

#### ○クールビズ（5月1日～10月31日）、ウォームビズ（12月1日～3月31日）

#### ○毎週水曜日の朝、職員による本庁舎周辺の清掃活動

## 3. 終わりに

平成 14 年 3 月に ISO14001 の認証を取得して以降、本庁舎の省エネ改修や水道局庁舎の ESCO 事業など施設面での省エネの取り組みを推進するとともに、職員の環境配慮意識も定着しつつあり、一定の成果を得てきました。

このシステムでは、「佐賀市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に則り、市役所自身の事務・事業の実施による温室効果ガス排出量の把握と削減に取り組んでいくほか、「第 2 次佐賀市環境基本計画」の推進のため、市全体の環境施策の推進や環境都市宣言に沿ったまちづくりを進めていくことを重視しています。

地球温暖化を始めとする近年の様々な環境問題への対策として、環境マネジメントシステムの役割はますます重要なものとなっています。

今後も、佐賀市環境マネジメントシステムを適切に運用して環境負荷を低減し、全庁的な環境配慮行動の推進に努めます。

環境基本計画に掲げる施策における取り組み

評価の目安  
 A: 計画通りに実施し、非常に良好な実績を得られた。  
 B: 計画どおりに実施できた。  
 C: 一部計画通りに実施できなかった。  
 D: 計画の見直しが必要。

基本目標 (4つの注)	めざす姿 (成果目標)	環境項目	施策の方向	取り組み施策	内容	担当部	担当課	令和3年度実績			取り組みに対する自己評価 A~D 評価がC又はDの場合は理由を記入	令和4年度予定 取り組み計画 (Plan)			
								取り組み計画 (Plan)	取り組み内容及び成果 (Do・Check)	進捗状況、今後の見込み等 (Action)					
													A	B	C
1 地球温暖化を防止する	市民や事業者、市民活動団体は、環境エネルギー問題を意識し、温室効果ガスの排出削減に取り組んでいる。	地球温暖化防止対策の推進	①市民・事業者の地球温暖化防止行動の推進	市民や事業者の方が取り組むことができる環境にやさしい行動を分かちあうこと、市民・事業者の環境配慮行動への取り組み意識の維持・向上を図るために、効果的な施策を検討していきます。	市民からの要請に応じて出前講座を行い、環境にやさしい行動を分かちあうこと、市民・事業者の環境配慮行動への取り組み意識の維持・向上を図るために、効果的な施策を検討していきます。	環境部	環境政策課	・出前講座を令和3年11月に実施し、市民(17名)に身近にできる環境にやさしい行動について説明を行った。 ・e-さがしエコポイントの導入について説明を行った。 ・e-さがしエコポイントの導入について説明を行った。 ・e-さがしエコポイントの導入について説明を行った。	・出前講座を令和3年11月に実施し、市民(17名)に身近にできる環境にやさしい行動を分かちあうこと、市民・事業者の環境配慮行動への取り組み意識の維持・向上を図るために、効果的な施策を検討していきます。	・出前講座を令和3年11月に実施し、市民(17名)に身近にできる環境にやさしい行動を分かちあうこと、市民・事業者の環境配慮行動への取り組み意識の維持・向上を図るために、効果的な施策を検討していきます。	・出前講座を令和3年11月に実施し、市民(17名)に身近にできる環境にやさしい行動を分かちあうこと、市民・事業者の環境配慮行動への取り組み意識の維持・向上を図るために、効果的な施策を検討していきます。	B	市民からの要請に応じて出前講座を行い、環境にやさしい行動を分かちあうこと、市民・事業者の環境配慮行動への取り組み意識の維持・向上を図るために、効果的な施策を検討していきます。		
								・市内事業者のEcoアクション21の認証取得を促進するため、新規認証取得費用の一部を助成する。 ・環境マネジメントシステムの普及を促す。 ・補助金交付件数0件(申請件、2事業所から相談あり) ・佐賀市主催の「Ecoアクション21導入セミナー」に参加し、補助金制度の広報を行った。	・市内事業者のEcoアクション21の認証取得を促進するため、新規認証取得費用の一部を助成する。 ・環境マネジメントシステムの普及を促す。 ・補助金交付件数0件(申請件、2事業所から相談あり) ・佐賀市主催の「Ecoアクション21導入セミナー」に参加し、補助金制度の広報を行った。	Ecoアクション21だけでなく、他の環境マネジメントシステムも対象とし、市内事業者から認証取得に関する相談があれば対応していく。	B	・市内事業者の環境マネジメントシステムの認証取得及び再Eco100宣言REActionへの参加を促進するため、新規認証取得費用等の一部を助成する。 ・環境マネジメントシステムの普及を図るため、事業所を対象とした果主主催の「Ecoアクション21導入セミナー」で補助金の広報を行う。			
								・本市で作られた農産物に「うまさマーク」を付けて消費を促す「ファームマイル」運動、学校給食への地元産品の利用、公共工事での地元産材の活用等を積極的に展開し、地元産品の活用を支援します。	・本市で作られた農産物に「うまさマーク」を付けて消費を促す「ファームマイル」運動、学校給食への地元産品の利用、公共工事での地元産材の活用等を積極的に展開し、地元産品の活用を支援します。	市産農産物の流通数(うまさシール発行枚数)を年間200万枚に増やす。	令和3年度のうまさシール発行枚数は214万枚だった。	目標である流通年間200万枚を達成することができた。引き続き、ファームマイル運動協力店でのPRイベントや地元産品消費フェアの開催、マス媒体やインターネット媒体を通じた情報発信などに取り組む。地元産品の推進を図ることで、うまさシールの発行枚数を増加させていく。	A	市産農産物の流通数(うまさシール発行枚数)を年間200万枚に増やす。	
								・市産材利用推進庁内連絡会議等で地元産材の活用を働きかける。	・市産材利用推進庁内連絡会議等で地元産材の活用を働きかける。	市産材利用推進庁内連絡会議等で地元産材の活用を働きかける。	令和3年度実績: 自治体公民館1棟、机・椅子230セット、公共施設等の木製品の導入1式	今後も継続する。	B	市産材利用推進庁内連絡会議等で地元産材の活用を働きかける。	
								④市役所(1)職員一人ひとりの地球温暖化防止機関の環境先行動におけるグリーン購入の推進	地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を策定し、市役所自身も事務・事業に伴って発生する温室効果ガスの排出削減に努めます。	地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づき温室効果ガスの2013年度比13.3%削減に努める。	令和2年度温室効果ガス排出量: 54,372t-CO2 2013年度(基準年度)比で23.3%減少、前年度比で12.7%減少している。新型コロナウイルス感染症の影響による事業系一般廃棄物の減少やレジ袋の有料化等による廃プラスチック類の削減の低下等が主な要因であり、本市が排出する温室効果ガスの7割近くを占めている「廃棄物の処理」による排出量が大きく減少した。 ※係数公表が1年遅れのため、1年遅れの算定	引き続き温室効果ガス排出量削減への取り組みを検討する。	A	地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づき温室効果ガスの2013年度比13.3%削減に努める。	
								⑤公共交通機関の環境先行動におけるグリーン購入の推進	市営バスにおいて、一部車両の燃料を軽油からバイオディーゼル燃料に切り替えたり、アイドリングストップバスを計画的に導入するなどの対策を進め、また、デジタルタグ等を活用したエコドライブにも取り組むことで、環境負荷を軽減します。	市営バスにおいて、一部車両の燃料を軽油からバイオディーゼル燃料に切り替えたり、アイドリングストップバスを計画的に導入するなどの対策を進め、また、デジタルタグ等を活用したエコドライブにも取り組むことで、環境負荷を軽減します。	アイドリングストップバスを3台導入する。 次世代型バイオディーゼル燃料については関係部と協議していく。	新車2台(アイドリングストップバス)を9月に、中古車1台(アイドリングストップバス)を10月に導入した。 新製社会推進車3台(次世代型バイオディーゼル燃料を、8,601受け入れ使用した。	引き続き、デジタルタグ等を利用したエコドライブを推進する。	A	アイドリングストップバスを3台導入する。
								⑥低炭素型交通環境整備	市役所の物品調達に際し、単価契約を締結する物品について、環境にやさしい物品の基準として市が定める「グリーン購入基準」を満たす商品を優先的に採用する。	市役所の物品調達に際し、単価契約を締結する物品について、環境にやさしい物品の基準として市が定める「グリーン購入基準」を満たす商品を優先的に採用する。	単価契約物品(文具消耗品)中、グリーン購入基準を満たす商品が94%以上とする。	単価契約物品中、グリーン購入基準を満たす商品の割合は現在約96%となっている。	A	単価契約物品(文具消耗品)中、グリーン購入基準を満たす商品が94%以上とする。	
								⑦公共交通機関の利用促進	市営バスの運行に際し、毎週水曜日のノーマイカーデー割引の実施、集客力の大きい施設の新設・移転等に伴う社会のニーズの変化に合わせてダイヤ設定、ワンコインシルバーパス等による利用しやすい環境づくりを進めるとして、自転車利用の向上を図り、自家用車利用から公共交通機関利用への転換を推進する。	市営バスの運行に際し、毎週水曜日のノーマイカーデー割引の実施、集客力の大きい施設の新設・移転等に伴う社会のニーズの変化に合わせてダイヤ設定、ワンコインシルバーパス等による利用しやすい環境づくりを進めるとして、自転車利用の向上を図り、自家用車利用から公共交通機関利用への転換を推進する。	ICカード版のワンコインシルバーパスを購入・更新された方2,481人に千ポイント付与するキャンペーンを実施することで、交通ICカードの普及を図る。	令和2年度(R2.10~R3.3)に引き続き、令和3年度(R3.4~R3.9)にICシルバーパスを購入・更新された方248人に千ポイント付与し、交通系ICカードの普及を図った。	B	新型コロナウイルス感染症の影響で、バス利用者が増えなくなったため、今後も利用促進に力を入れていく。	
								⑧自転車利用の促進	本市は、特に南部において、平坦でまとまりある市街地という地形的特性から、自転車を利用しやすい環境にあります。今後、佐賀市自転車利用環境整備実施計画の見直しを行い、「自転車のまち」にふさわしい、佐賀市をのぞいて、自転車利用の向上を図り、自家用車利用から公共交通機関利用への転換を推進する。	本市は、特に南部において、平坦でまとまりある市街地という地形的特性から、自転車を利用しやすい環境にあります。今後、佐賀市自転車利用環境整備実施計画の見直しを行い、「自転車のまち」にふさわしい、佐賀市をのぞいて、自転車利用の向上を図り、自家用車利用から公共交通機関利用への転換を推進する。	毎週水曜日のエコポイント10倍デーの実施。ワンコインシルバーパスの推進。	毎週水曜日のエコポイント10倍デーを継続している。公民館や臨時窓口での販売によりシルバーパス購入者は増えている。	B	ワンコインシルバーパスの推進。	
								⑨自動車利用時の環境負荷軽減	走行時の環境負荷が小さい低公害車の導入や環境にやさしい運転を心掛けるエコドライブの普及を推進する。	走行時の環境負荷が小さい低公害車の導入や環境にやさしい運転を心掛けるエコドライブの普及を推進する。	出前講座や市報、環境パネル展等においてエコドライブを紹介し、普及を図る。	・出前講座を令和3年11月に実施し、市民(17名)に、エコドライブの説明を実施した。 ・市役所市民ホールで開催した環境パネル展(6月1日~22日)でエコドライブについて紹介した。	・引き続き、エコドライブの推奨・啓発を行う。	B	出前講座や市報、環境パネル展等においてエコドライブを紹介し、普及を図る。
								⑩快適で安全な交通環境の整備	生活道路や幹線道路の改良・整備、カーブラダー誘導機などの交通安全施設の充実等による快適で安全な道路環境の整備を行います。また、主要幹線道路の解消を図るため、都市環境の変化が著しい路線や危険度の高い路線から順次整備を行います。	生活道路や幹線道路の改良・整備、カーブラダー誘導機などの交通安全施設の充実等による快適で安全な道路環境の整備を行います。また、主要幹線道路の解消を図るため、都市環境の変化が著しい路線や危険度の高い路線から順次整備を行います。	道路の改良・整備、交通安全施設の充実化等を行う。	道路の改良・整備、交通安全施設の充実化等を行った。(市内一円)	B	道路の改良・整備、交通安全施設の充実化等を行う。	
								⑪低炭素・先進技術の導入	①二酸化炭素の分離・回収技術の導入	ごみ焼却時に排出されるガスや下水処理時に発生するガスに含まれる二酸化炭素を分離・回収し、菓物の培養や農作物の栽培等に活用する取り組みを推進する。	分離回収装置の仕組みや回収CO2の性状等について市民や事業者等に説明し、利活用を推進する。	令和3年度の視察件数は76件(1,013人)、出前講座は1件(11人)を対象に実施した。CO2を活用した炭酸浴等に関する講座を実施した(自前148人)。10月にバイオマスジャパンで対外的PRを実施した。	A	新型コロナウイルスの規制等緩和で視察者数は増加した。電話での問い合わせやWEBセミナーの件数依然として多い状況。脱炭素社会推進の本格化に伴い増えている問い合わせに対し、丁寧に対応していく。	
②再生可能エネルギーの普及促進	①地産への再生可能エネルギーの普及促進	自然エネルギーやバイオマスなど、地域に根ざした再生可能エネルギーの活用を進めるために、国・県等との連携や市民・事業者への情報提供など、効果的な対策について検討する。	三瀬村に整備した小水力発電施設洞鳴の滝ふれあい館を活用し、再生可能エネルギーに対する市民の意識向上等を推進する。また、地域の再生可能エネルギーの導入促進や有効活用に向けた調査を行う。	・5/28及び7/7に合計38人に小水力発電を始めた再生可能エネルギーの説明を実施した。 ・11/22三瀬小学校の小学生に、水力発電のしくみなど再生可能エネルギーに関する説明を行い、啓発を行った。	B	三瀬村に整備した小水力発電施設洞鳴の滝ふれあい館を活用し、再生可能エネルギーに対する市民の意識向上等を推進する。									



環境基本計画に掲げる施策における取り組み

評価の目安  
 A: 計画通りに実施し、非常に良好な実績を得られた。  
 B: 計画どおりに実施できた。  
 C: 一部計画通りに実施できなかった。  
 D: 計画の見直しが必要。

基本目標 (4つの注)	めざす姿 (成果目標)	環境項目	施策の方向	取り組み施策	内容	担当部	担当課	令和3年度実績		進捗状況、今後の見込み等 (Action)	取り組みに対する自己評価		令和4年度予定	
								取り組み計画 (Plan)	取り組み内容及び成果 (Do・Check)		A~D	評価がC又はDの場合は理由を記入	取り組み計画 (Plan)	取り組み計画 (Plan)
				②ごみの排出等に関する事業者の意識啓発	事業者ごみ分別の手引きの作成・配布、研修会の開催、分別が適正でない事業者への個別訪問指導の実施等により、事業者に対してごみの減量化方法や適正な分別等の啓発を行います。また、ごみの減量・資源化に積極的に取り組む事業者を佐賀市3R推進パートナーとして登録し、市報、ホームページなどで広報します。	環境部	循環型社会推進課	・多量排出事業者を始めとした、事業者向けのごみ減量セミナーを開催する。 ・生ごみを多量に排出する事業者に、生ごみ処理機によるリサイクルの推進について情報提供を行うとともに、導入費を補助する。 ・プラットホームでの搬入検査を随時行い、違反等があれば、違反ごみの搬入検査を随時行うとともに、必要に応じて、違反ごみの搬入事業者を訪問し分別指導等を行う。	・多量排出事業者を始めとした、事業者向けにゼロカーボン推進に向けたWEBセミナーを開催した。 ・プラットホームでの搬入検査を随時行い、違反等があれば、違反ごみの搬入事業者を訪問し、分別指導を行った。	・生ごみを多量に排出する事業者に、生ごみ処理機によるリサイクルの推進について情報提供を行うとともに、導入費を補助する。 ・今後とも違反ごみ防止を図っていく。	C	コロナ禍による設備投資意欲の低下から、生ごみ処理機の導入には至らなかった。	・生ごみを多量に排出する事業者に、生ごみ処理機によるリサイクルの推進について情報提供を行うとともに、必要に応じて、違反ごみの搬入事業者を訪問し分別指導等を行う。	
				③ごみ減量に関する学習の場の整備	清掃工場内のごみ処理の様子を見学やエコプラザでの講座・イベントの開催等、市民にごみ問題について学び、考える機会を提供します。	環境部	循環型社会推進課	・各学校、地域団体、企業・行政視察等の施設見学を受け入れる。 ・見学者数:7,117名 ・エコプラザの活用と環境教育の推進を目的として、3Rの推進を始め環境全般に関する講座やイベント等を開催するとともに、各種団体等が実施する環境イベント等の誘致に努める。 ・エコプラザの会議室利用者に、環境に関するミニ講座(5分程度)を実施し、環境問題について考える機会を提供した。 ・YouTubeチャンネルとInstagramを使ってエコプラザからの情報提供と活用を促す広報を行った。 ・YouTubeチャンネル 6回投稿/48,885ビュー Instagram: 3回投稿/1,2417フォロワー ライン:友だち登録者数(令和4年3月開設) 2回配信/27名	・市内外の小学生を始め、高校、大学、地域団体、企業・行政視察等の施設見学を受け入れる。 ・見学者数:7,117名 ・エコプラザの活用と環境教育の推進を目的として、3Rの推進を始め環境全般に関する講座やイベント等を開催するとともに、各種団体等が実施する環境イベント等の誘致に努める。 ・各学校のSDGsに関する授業や取り組みに積極的に協力する。 ・エコプラザの会議室利用者に、環境に関するミニ講座(5分程度)を実施し、環境問題について考える機会を提供した。 ・YouTubeチャンネルとInstagramを使ってエコプラザからの情報提供と活用を促す広報を行った。 ・YouTubeチャンネル 6回投稿/48,885ビュー Instagram: 3回投稿/1,2417フォロワー ライン:友だち登録者数(令和4年3月開設) 2回配信/27名	・各学校、地域団体、企業・行政視察等の施設見学を受け入れる。 ・エコプラザの活用と環境教育の推進を目的として、3Rの推進を始め環境全般に関する講座やイベント等を開催するとともに、各種団体等が実施する環境イベント等の誘致に努める。 ・各学校のSDGsに関する授業や取り組みに積極的に協力する。 ・エコプラザの会議室利用者に、環境に関するミニ講座(5分程度)を実施し、環境問題について考える機会を提供した。 ・YouTubeチャンネルとInstagramを使ってエコプラザからの情報提供と活用を促す広報を行う。	B	・各学校、地域団体、企業・行政視察等の施設見学を受け入れる。 ・エコプラザの活用と環境教育の推進を目的として、3Rの推進を始め環境全般に関する講座やイベント等を開催するとともに、各種団体等が実施する環境イベント等の誘致に努める。 ・各学校のSDGsに関する授業や取り組みに積極的に協力する。 ・エコプラザの会議室利用者に、環境に関するミニ講座(5分程度)を実施し、環境問題について考える機会を提供した。 ・YouTubeチャンネルとInstagramを使ってエコプラザからの情報提供と活用を促す広報を行う。		
				④市役所内自身身の減量化の推進 (由)ペーパーレス化の推進の推進	(イ)公共工事建設副産物のリユース・リサイクル 「建設副産物処理の方針」に基づき、市が発注する全ての公共工事の施工に伴う建設副産物の再使用・再資源化に努めます。 (ロ)浄水場の下水処理汚泥の有効活用 浄水処理又は下水処理の過程で発生する汚泥について、園芸土としての再使用や肥料化等に努めます。 (ハ)ペーパーレス化の推進 文書管理システム及び財務会計システムによる電子決済の活用、電子入札システムの活用、会議資料等へのICT活用などを実施し、市の事務事業のペーパーレス化に努めます。	建設部	建築指導課	公共工事に伴う建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条通知及び事業完了後のデータ提出について全庁文書資料室に搭載を行い、公共工事担当課及び担当係員に制度周知を行う。	全庁文書資料室にて周知を行った。	今後も全庁文書資料室にて周知を行う。	A	公共工事に伴う建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条通知及び事業完了後のデータ提出について全庁文書資料室に搭載を行い、公共工事担当課及び担当係員に制度周知を行う。		
				2-2ごみの適正処理	(1)効率的な処理施設の運用 ①可燃ごみ搬入時の検査及び指導 清掃工場への違反ごみ処理困難物の搬入防止のため、清掃工場に搬入されるごみを抜き打ちで検査し、分別が適正でない場合は、搬入者への指導や排出事業者への個別訪問等を実施します。 ②処理施設の適正な維持管理 ごみの搬入・焼却に伴い発生する臭気や有害物質の敷地外への漏洩がないよう徹底するなど、ごみ処理施設の適正な運転管理に努めます。 ③最終処分場の維持管理と改修整備 埋立地周辺の環境に配慮して、老朽化施設の改修や敷地内の緑化を行うなど、適正な維持管理に努めるとともに、最終処分場の延命化のための措置を検討します。	環境部	循環型社会推進課	清掃工場に搬入される一般廃棄物を抜き打ちで検査する。搬入される事業者ごみについて清掃工場内のプラットホームに設置しているごみ投入箱において、ごみの分別状況や違反ごみ及び市外からのごみの有無を確認する。違反等が発生した場合は、口頭による注意や注意書を発行する。それで改善しなければ、適正化指導書を発行し、厳しく対処する。	R3年度浄水汚泥の再利用率 97.5% R3年度下水汚泥の再利用率 91.50% 文書管理システムの活用を継続している。 財務会計システムの活用を継続している。 電子入札システムの活用を継続している。	今後も汚泥の再利用率の向上に努めていく。 農薬集溜排水処理施設と下水道地区の処理人口比により再利用率を向上させるため今後も注視する。 文書管理システムを継続して活用する。 財務会計システムを継続して活用する。 電子入札システムを継続して活用する。	A	浄水場及び下水処理場から発生する汚泥について、令和6年を目標年度とし、再利用および肥料化77.9%を目指す。	B	引き続き定期的な検査を行い、適正な漏洩防止措置を講じる。
				(2)収集体制の適正化 ①ごみステーションの適正管理 地元自治会が管理するごみステーションを適正な状態に保つため、巡回・パトロール、分別表示板の設置、違反ごみ注意ステッカーの貼付等を行い、悪質な排出者に対しては地元と協力して指導を行います。また、カラスや小動物によるごみ散乱を防ぐためネット等の購入補助を実施します。 ②ごみの収集運搬 地区ごみによって決められた期日に排出されるごみを適正に収集し運搬します。 ③資源物持ち去り行為防止対策 ごみ集積所に出された再生可能な資源物は市が適切にリサイクルしており、第三者が資源物を市の許可なく持ち去ることを防止するため、広報活動やパトロール等を行います。 ④ごみ分別方法の統一化等の見直し 一部事務組合で処理している諸富町、三瀬地区については、他地区とはごみの分別区分別り方法、処理体制等が異なっているため、市民への効果的な啓発や効率的なごみ収集に向けて、分別方法や収集体制等の見直しを検討します。	環境部	環境保全課	巡回・パトロールを行い、違反ごみには注意ステッカーの貼付等による注意のほか、悪質な排出者に対しては地元と協力して指導を行う。 ・カラス等によるごみ散乱防止のため、カラスネット等の購入補助を行う。	巡回・パトロールを行い、違反ごみには注意ステッカーの貼付等による注意のほか、悪質な排出者に対しては地元と協力して指導を行う。 ・カラス等によるごみ散乱防止のため、カラスネット等の購入補助を行う。	巡回・パトロールを行い、違反ごみには注意ステッカーの貼付等による注意のほか、悪質な排出者に対しては地元と協力して指導を行う。 ・カラス等によるごみ散乱防止のため、カラスネット等の購入補助を行う。	A	巡回・パトロールを行い、違反ごみには注意ステッカーの貼付等による注意のほか、悪質な排出者に対しては地元と協力して指導を行う。 ・カラス等によるごみ散乱防止のため、カラスネット等の購入補助を行う。			
						環境部	循環型社会推進課	各種設備の更新・改修等により最終処分場の効率的な維持管理を行う。	各種設備の更新・改修等により最終処分場の効率的な維持管理を行う。	各種設備の更新・改修等により最終処分場の効率的な維持管理を行う。	B	国交付金を活用した施設整備を行う。 第二工区の埋立ての期日短縮により再生(残量確保)と水処理施設の処理能力増強・整備、集水溝・ポンプ設備の整備(適正な浸出水処理)について基本計画・設計を進める。		
						環境部	環境保全課	最終処分場の第3工区が令和7年度には埋立完了を見込まれており、次の埋立区として第2工区を再生・整備する必要がある。令和3年度は、ボーリング調査等の現地調査を行い、今後の施設整備基本構想を策定する。	国の交付金を活用し、ボーリング調査等の現地調査や外部の有識者が構成した検討委員会を行い、基本構想を策定する。	国の交付金を活用した基本構想の策定を完了したことで、令和3年度の取り組みは達成した。	A	国交付金を活用した施設整備を行う。 第二工区の埋立ての期日短縮により再生(残量確保)と水処理施設の処理能力増強・整備、集水溝・ポンプ設備の整備(適正な浸出水処理)について基本計画・設計を進める。		
						環境部	環境保全課	巡回・パトロールを行い、違反ごみには注意ステッカーの貼付等による注意のほか、悪質な排出者に対しては地元と協力して指導を行う。 ・カラス等によるごみ散乱防止のため、カラスネット等の購入補助を行う。	巡回・パトロールを行い、違反ごみには注意ステッカーの貼付等による注意のほか、悪質な排出者に対しては地元と協力して指導を行う。 ・カラス等によるごみ散乱防止のため、カラスネット等の購入補助を行う。	巡回・パトロールを行い、違反ごみには注意ステッカーの貼付等による注意のほか、悪質な排出者に対しては地元と協力して指導を行う。 ・カラス等によるごみ散乱防止のため、カラスネット等の購入補助を行う。	A	巡回・パトロールを行い、違反ごみには注意ステッカーの貼付等による注意のほか、悪質な排出者に対しては地元と協力して指導を行う。 ・カラス等によるごみ散乱防止のため、カラスネット等の購入補助を行う。		
						環境部	環境保全課	収集運搬委託業者が適正にかつ安全に収集運搬できるよう、搬入や運搬時、作業時の安全等の研修を実施した。	収集運搬委託業者が適正にかつ安全に収集運搬できるよう、搬入や運搬時、作業時の安全等の研修を実施した。	予定通り実施できた。今後も同様に努めていく。	B	収集運搬委託業者が適正にかつ安全に収集運搬できるよう、搬入や運搬時、作業時の安全等の研修を実施した。		
						環境部	環境保全課	・直営によって、佐賀地区の一部の燃えるごみ、ペットボトル、佐賀地区の全部の紙、布類、久保田地区の全部の燃えるごみについて適正に収集し運搬する。 ・収集運搬委託業者が適正に収集し運搬できるように確認及び指導を行う。	・直営によって、佐賀地区の一部の燃えるごみ、ペットボトル、佐賀地区の全部の紙、布類、久保田地区の全部の燃えるごみについて適正に収集し運搬する。 ・収集運搬委託業者が適正に収集し運搬できるように確認及び指導を行う。	・直営によって、佐賀地区の一部の燃えるごみ、ペットボトル、佐賀地区の全部の紙、布類、久保田地区の全部の燃えるごみについて適正に収集し運搬する。 ・収集運搬委託業者が適正に収集し運搬できるように確認及び指導を行う。	A	・直営によって、佐賀地区の一部の燃えるごみ、ペットボトル、佐賀地区の全部の紙、布類、久保田地区の全部の燃えるごみについて適正に収集し運搬する。 ・収集運搬委託業者が適正に収集し運搬できるように確認及び指導を行う。		
						環境部	循環型社会推進課	・市民等からの通報を基に資源物持ち去りが行われているステーションを中心にパトロールを行う。持ち去り行為を発見すれば警告書を交付し対応を行う。 ・市民からの申し出により、市内のごみステーションの防犯カメラを設置しており、資源物持ち去りの抑止、及び持ち去り者の特定を行う。	・市民等からの通報を基に資源物持ち去りが行われているステーションを中心にパトロールを行ったが、持ち去り行為は発見できなかった。 ・市民からの申し出により、引き続き、市内のごみステーションの防犯カメラを設置しており、資源物持ち去りの抑止、及び持ち去り者の特定を行う。	・市民等からの通報を基に資源物持ち去りが行われているステーションを中心にパトロールを行い、持ち去り防止を図っていく。	B	・市民等からの通報を基に資源物持ち去りが行われているステーションを中心にパトロールを行う。持ち去り行為を発見すれば警告書を交付し対応を行う。 ・市民からの申し出により、引き続き、市内のごみステーションの防犯カメラを2台設置し、資源物持ち去りの抑止及び持ち去り者の特定を行う。		
						環境部	環境保全課	資源物の持ち去りを防止するため、広報活動やパトロール等を行う。	資源物の持ち去りを防止するため、広報活動やパトロール等を行う。	資源物の持ち去りを防止するため、広報活動やパトロール等を行う。	A	資源物の持ち去りを防止するため、広報活動やパトロール等を行う。		
						環境部	循環型社会推進課	諸富町、三瀬地区の分別方法について、脊振共同圏外処理組合の統合(脊振クリーンセンターの廃止)時期と目処に、統一する方向で検討を進めながら、新たなリサイクルの方法等についても研究・検討を行う。	諸富町、三瀬地区の分別方法と新たなリサイクルの方法等について、脊振共同圏外処理組合の統合(脊振クリーンセンターの廃止)時期と目処に、統一する方向で検討を進めながら、新たなリサイクルの方法等についても研究・検討を行った。	脊振広域クリーンセンターの施設施設が令和5年度で稼働終了予定であることから、プラスチック資源循環促進法による分別・リサイクルを含めて研究・検討を行った。	B	諸富町、三瀬地区の分別方法について、脊振共同圏外処理組合の統合(脊振クリーンセンターの廃止)時期と目処に、統一する方向で検討を進めながら、プラスチック資源循環促進法に沿ったプラスチックの分別・リサイクルについても研究・検討を行う。		

環境基本計画に掲げる施策における取り組み

評価の目安  
 A: 計画通りに実施し、非常に良好な実績を得られた。  
 B: 計画どおりに実施できた。  
 C: 一部計画通りに実施できなかった。  
 D: 計画の見直しが必要。

基本目標 (4つの注)	めざす姿 (成果目標)	環境項目	施策の方向	取り組み施策	内容	担当部	担当課	令和3年度実績			取り組みに対する自己評価 A~D Dの場合は理由を記入	令和4年度予定 取り組み計画 (Plan)			
								取り組み計画 (Plan)	取り組み内容及び成果 (Do・Check)	進捗状況、今後の見込み等 (Action)					
			(3)民間施設の利用	①民間のごみ処理施設でのリサイクルの推進	草類や剪定枝は、なるべく民間のごみ処理施設での堆肥化、木質チップ化等によるリサイクルを推進するよう周知に努める。 ・民間での生ごみや紙おむつ等のリサイクルの推進に向け、先進事例等の情報収集に努め、必要に応じて排出事業者や廃棄物処理業者に情報提供を行う。 ・佐賀市清掃工場の焼却灰について、民間のリサイクル業者を活用したセメント化を実施する。	環境部	循環型社会推進課	・公共事業に伴う草類や剪定枝は、なるべく民間のごみ処理施設での堆肥化、木質チップ化等によるリサイクルを推進するよう周知に努めた。 ・民間での生ごみや紙おむつ等のリサイクルの推進に向け、先進事例等の情報収集に努め、必要に応じて排出事業者や廃棄物処理業者に情報提供を行った。 ・佐賀市清掃工場の焼却灰について、民間のリサイクル業者を活用したセメント化を実施した。	・公共事業に伴う草類や剪定枝は、なるべく民間のごみ処理施設での堆肥化、木質チップ化等によるリサイクルを推進するよう周知に努めた。 ・民間での生ごみや紙おむつ等のリサイクルの推進に向け、先進事例等の情報収集に努め、必要に応じて排出事業者や廃棄物処理業者に情報提供を行った。 ・佐賀市清掃工場の焼却灰について、民間のリサイクル業者を活用したセメント化を実施した。	・公共事業に伴う草類や剪定枝は、なるべく民間のごみ処理施設での堆肥化、木質チップ化等によるリサイクルを推進するよう周知に努める。 ・民間での生ごみや紙おむつ等のリサイクルの推進に向け、先進事例等の情報収集に努め、必要に応じて排出事業者や廃棄物処理業者に情報提供を行う。 ・佐賀市清掃工場の焼却灰について、民間のリサイクル業者を活用したセメント化を実施する。	B				
3 水 と み ど り が あ ら る ま ら	地域が自然・生物多様性を保ち、自然環境に人々の営みや歴史・文化とが調和した都市づくりが行われている。	3-1 清らかな水辺の確保	(1)水辺空間の整備	①親水空間の創出	市内の河川・水路において、自然豊かで市民が水と触れ合える親水空間を意識した河川整備を実施します。	建設部 建設部 建設部	河川砂防課 北部建設事務所 南部建設事務所	既存の水辺空間について植栽管理やガス機修繕を行う。	既存の水辺空間について植栽管理やガス機修繕を行った。	今後も取り組み計画どおりに進めていく。	B	既存の水辺空間について植栽管理やガス機修繕を行う。			
				②多自然型護岸の整備	河川等の整備に際しては、川底に捨石を配置したり、間伐材を活用した捨石工を採用するなど、生物の生息環境の確保や自然環境の多様化につながるような多自然型の護岸整備を推進します。	農林水産部 建設部 建設部 建設部	農村環境課 河川砂防課 北部建設事務所 南部建設事務所	予算・近隣住民の合意形成が満たせば、可能な限り多自然型の護岸整備を推進する。	今年度5カ所実施した。	予算・近隣住民の合意形成が満たせば、可能な限り多自然型の護岸整備を推進する。	B	予算・近隣住民の合意形成が満たせば、可能な限り多自然型の護岸整備を推進する。			
				②河川等の機能保全	①河川、水路等の機能保全 河川、水路等の機能保全を図るため、浸漬(水底に堆積した土砂をさらす作業)や護岸整備を随時実施し、同時に美しい水辺環境を整備します。	農林水産部 建設部 建設部	農村環境課 河川砂防課 北部建設事務所 南部建設事務所	予算の範囲で行う。	今年度は約25件、地元が浸漬を実施した。	予算の範囲で行う。	今年度は約25件、地元が浸漬を実施した。	B	予算の範囲で行う。		
				②地域が一体となった農村環境整備	地域の農業用水路、農道等について、農業者だけでなく、住民、団体も参加して行う保全活動を支援し、農業生産性の低下を防ぐとともに農村の自然環境や景観を守ります。	農林水産部	農村環境課	地域の保全活動を支援する。	市内全域で多面的機能支援事業の取り組みが行われた。	地域の保全活動を支援する。	市内全域で多面的機能支援事業の取り組みが行われた。	B	地域の保全活動を支援する。		
				③特定外来生物(水草)の除去による水路の機能保全	水路の貯留量の減少や樋門・樋管操作への障害をもたらす特定外来生物(水草)の繁茂が確認された場合には、地域住民等と協力して、速やかに除去することにより、水路の機能保全や他地域への拡大防止に努めます。	建設部 環境部	河川砂防課 環境政策課	嘉瀬・鍋島地区におけるナガエツルノグイトウの早期除去を行い、繁殖拡大を防ぐ。 久保田、川副、諸富地区におけるブラジルチドメグサの早期除去を行い、繁殖拡大を防ぐ。	嘉瀬・鍋島地区で約2500万円をかけた水草除去を行った。 嘉瀬・鍋島地区におけるナガエツルノグイトウ及びブラジルチドメグサの除去を行った。	嘉瀬・鍋島地区におけるナガエツルノグイトウの早期除去を行い、繁殖拡大を防ぐ。 久保田、川副、諸富地区におけるブラジルチドメグサ及び東与賀地区におけるナガエツルノグイトウの除去を行った。	嘉瀬・鍋島地区で約2500万円をかけた水草除去を行った。 嘉瀬・鍋島地区におけるナガエツルノグイトウ及びブラジルチドメグサの除去を行った。	B	嘉瀬・鍋島地区におけるナガエツルノグイトウの早期除去を行い、繁殖拡大を防ぐ。		
				④市民主体による河川・水路の清掃	市民が主体となって実施される身近な河川・水路の浸漬や雑草等の伐採等の清掃活動に対して、清掃器具・資材の貸出しやごみの回収などの支援を行います。	建設部 建設部 建設部	河川砂防課 北部建設事務所 南部建設事務所	必要な用具の貸出しやごみの回収を行う。	必要な用具の貸出しやごみの回収を行った。	今後も取り組み計画どおりに進めていく。	必要な用具の貸出しやごみの回収を行った。	B	必要な用具の貸出しやごみの回収を行う。		
				3-2 豊かなみどりの確保	(1)森林の整備と保全	①市有林・公団分収林の育成	①市有林・公団分収林の育成	水資源の良好な保持と併せて優良な森林資源の確保と財産形成を図るため、間伐や伐打などの森林保育事業を継続して実施します。	農林水産部	森林整備課	造林事業や森林環境課と税を活用した間伐等により、森林保育や森林資源の確保に努める。	市有林の下刈、間伐を実施した。 令和3年度実績 下刈 11,58ha 間伐 29,53ha	今後も継続する。	B	造林事業や森林環境課と税を活用した間伐等により、森林保育や森林資源の確保に努める。
							②森林整備 地域活動の支援	森林管理者等が自ら森林経営計画等を策定することにより、それに基づき計画的かつ効率的な森林整備の推進を図るため、計画の策定に必要な地域活動等の実施を支援します。	農林水産部	森林整備課	森林経営計画の策定及び進捗状況の確認等、計画作成者の状況に応じて個別に支援していく。	森林計画作成者それぞれに、事業の進捗確認を行った。	今後も継続する。	B	森林経営計画の策定及び進捗状況の確認等、計画作成者の状況に応じて、個別に支援していく。
							③地元産材の活用促進	地元産材の需要創出による林業の活性化を図るため、木製護岸工事や公共建築物の新設・改修工事に際し、地元産材を積極的に採用します。	農林水産部 建設部	森林整備課 建築住宅課	市産材利用推進内連絡会議等で地元産材の活用を働きかける。	「佐賀市ふるさと木材利用拡大推進事業」等により地元産材を活用した。令和3年度実績:公共建築物9棟	今後も継続する。	A	市産材利用推進内連絡会議等で地元産材の活用を働きかける。
							④森林の持つ役割の啓発	市民が水と触れ合える「ふじ森林文化フェスタ」の開催や、森林に入らへ入り観察・学習活動を行うイベントの実施等を通して、森林が有する公益的機能に対する市民の理解を深めていきます。	農林水産部 建設部	森林整備課 緑化推進課	外部団体(佐賀市林業推進協議会、佐賀市親林交流隊等)と協力し啓発を実施した。 植樹・育樹を行っている14団体へ緑の募金による助成を行った。	広葉樹の植樹活動や「秋の森林浴感ツアー」及び「林業就業体験」を実施した。 植樹・育樹を行っている14団体へ緑の募金による助成を行った。	次年度以降も緑の募金事業として支援を行っていく予定。	B	外部団体(森林ボランティアの会等)や林業事業者と協力し啓発に努める。 緑の募金を活用した事業で啓発に努める。
							⑤間伐材を使用したコピー用紙等の導入	市役所で使用するコピー用紙等について、間伐材が使用されており、購入費の一部が森林所有者に還元される製品を全部導入し、継続して導入するとともに、他の地方公共団体や民間事業者への導入拡大を図ります。	総務部	契約監理課	間伐材が使用されたコピー用紙等の導入を継続して実施する。	間伐材が使用されたコピー用紙等の単価契約を採用し、全部署で導入できるようにしている。	今後も間伐材が使用されたコピー用紙等の導入を継続して実施する。	B	間伐材が使用されたコピー用紙等の導入を継続して実施する。
							(2)農用地の確保	①農用地の保全	①農用地の保全	就農希望者が参入しやすいような環境を整備し、担い手となる農業者や経営体の確保・育成を行うとともに、農産物の生産性向上や需要拡大、農地の集約等を図り、農用地の保全や耕作放棄地の解消につなげます。	農林水産部	農業振興課	農地中間管理機構事業を利用して農地の出し手と受け手募集し、農地のマッチングを行う。	市県や生産組合長会議を通じてチラシの配布を行ったが、問い合わせの実績がなく、令和3年度のマッチングは0件となった。	今後も市県やチラシの配布等で、農地の出し手・受け手の募集を行っている。
②環境にやさしい農業の推進	有機・特別栽培、エコ農業の取り組みや環境配慮型機械の導入、おむすび等の実施による環境保全型農業の普及を推進します。	農林水産部	農業振興課	有機農業研修・体験学校を年間4回開催する。	令和3年度に農業体験・体験学校を4回実施した。	今後も、有機農業研修・体験農業を計画に基づき開催し、農業や化学肥料を使わない、人と環境にやさしい農作物栽培である有機農業へ理解を図っていく。			A	有機農業研修・体験学校を年間3回以上開催する。					
③緑地の創造と保全	①市民・事業者の緑化活動の支援 地域で緑化活動を行う自治会やボランティア団体、自らの敷地内の緑化を行う市民・事業者への支援を推進します。	建設部	緑化推進課	地域の緑化活動への支援を行う。	地域の緑化活動支援を191件行った。	活動を休止する団体がある一方、新規で活動を開始する団体もあるため、支援件数は横ばいになると予想される。			B	地域の緑化活動への支援を行う。					
②市民ニーズを反映した公園整備	②市民ニーズを反映した公園整備	公園施設のバリアフリー化や安全性の向上を進め、誰もが快適に利用できる公園にします。また、公園の整備・管理を行う際は、地域住民の意見を反映しながら、地域の特性を活かし、魅力ある公園づくりを進めます。	建設部	緑化推進課	公園施設内の老朽化に伴い、交換する電灯具のLED化を進めていく。	公園施設内の老朽化に伴い、交換する電灯具のLED化を行った。	交換する電灯具がある場合はLED化を積極的に行う。	A	公園施設内の老朽化に伴い、交換する電灯具のLED化を進めていく。						
	③公共地(公共施設、街路等)の緑化の推進	佐賀市みどりの基本計画に基づき、公共施設等の緑化基準及び緑化指針を定め、学校や公民館などの市民が集う公共施設の緑化や街路樹の整備を計画的に実施します。	建設部 建設部	緑化推進課 道路整備課	佐賀市みどりの基本計画に基づき、学校や公民館などの市民が集う公共施設の緑化を計画的に行う。	公共施設への花苗を481件配布した。 市道3課線の道路改良に伴い、整備完了区間に街路樹として「ケヤキ」の木を12本植樹した。	花苗配布については、今後も計画的に行う。 佐賀市みどりの基本計画に基づき、公共施設の緑化を計画的に行う。	A B	佐賀市みどりの基本計画に基づき、学校や公民館などの市民が集う公共施設の緑化を計画的に行う。 市道大財町北島線の整備完了区間において、街路樹として「ヒソバタゴ(別名:ナンジャマンジス)」の植樹を行う。						

環境基本計画に掲げる施策における取り組み

評価の目安  
 A: 計画通りに実施し、非常に良好な実績を得られた。  
 B: 計画どおりに実施できた。  
 C: 一部計画通りに実施できなかった。  
 D: 計画の見直しが必要。

基本目標 (4つの柱)	めざす姿 (成果目標)	環境項目	施策の方向	取り組み施策	内容	担当部	担当課	令和3年度実績		進捗状況、今後の見込み等 (Action)	取り組みに対する自己評価	令和4年度予定
								取り組み計画 (Plan)	取り組み内容及び成果 (Do・Check)		A~D (評価の目安は理由を記入)	取り組み計画 (Plan)
				④グリーンツーリズムの推進	地域住民による地域の特性を活かした農山漁村環境の活性化を支援するとともに、農業体験イベントの実施やグリーンツーリズムイベントの情報を積極的に発信するなど、グリーンツーリズム実践者の育成を図り、農山漁村と都市との交流を促す。	農林水産部	農業振興課	新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮しながら、食と農体験交流ツアーや、農林業者が行う自主的な体験交流活動に対して助成を行う市農山漁村交流支援事業を実施する。	市主催で食と農の体験交流ツアーを10回実施し、180名に参加を頂いた。一方で、市農山漁村交流支援事業については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、募集をしたが応募に至らず実施できなかった。	今後も、農業体験イベントの開催や活動団体に対する支援を行い、グリーンツーリズム実践者の育成を図り、農山漁村と都市の交流を深めていく。	C	新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮しながら、食と農の体験交流ツアーや、農林業者が行う自主的な体験交流活動に対して助成を行う市農山漁村交流支援事業を実施する。
		3-3 生物多様性の保全	(1)希少種等の保全	①生物環境への影響に配慮した公共工事の調整	市が実施する公共工事の実施に当たっては、動植物の専門家から構成する自然環境懇話会に意見を求め、市内に生息する絶滅危惧種をはじめとする動植物の生息環境への影響をなるべく抑えるように工事の調整を行います。	環境部	環境政策課	工事の前後に環境調査を行う。特定の環境問題をテーマとした佐賀市自然環境懇話会を開催する。市の公共工事担当者を対象に生物多様性等に関する研修会を開催する。	・各工事の環境調査を専門家と実施(17件) ・15に佐賀市自然環境懇話会を開催した。 ・公共工事に伴う環境調査の実施状況について(13件)及び「佐賀市の持続可能かつ効果的な実施把握とその利活用について」を議論した。	・環境調査依頼は随時受け付けている。 ・移殖した植物のその後の成長状況を確認するなど、工事後の検証も引き続き行う。	B	工事の前後に環境調査を行う。特定の環境問題をテーマとした佐賀市自然環境懇話会を開催する。市の公共工事担当者を対象に生物多様性等に関する研修会を開催する。
				②生態系が豊かな自然環境の保全	広範囲にわたる生態系ネットワークの拠点でもある白石原周辺の自然環境を保全し、生物の多様性を確保するとともに、環境教育等への活用を図ります。	環境部	環境政策課	白石原周辺の自然環境を適切に維持管理する。市ホームページで環境に生息する生物の情報を発信する。	・当周辺の維持管理を地元団体及び業者に委託した。 草刈・清掃:4回 草刈・樹木剪定・伐採:1,490kg 水草除去:1回 巡回車:227台 ・市ホームページで環境に生息する生物の情報を発信した。	当周辺の維持管理を地元団体及び業者に委託し、生物多様性の保全の確保と利活用を図る。	A	当周辺の維持管理を地元団体及び業者に委託し、生物多様性の保全の確保と利活用を図る。
				③外来生物への対策	市内に移入してきた外来生物のうち、自然環境や生活環境、産業等に悪影響を及ぼす種については、県や市民ボランティア、地元民等と協力して除去を行います。	環境部	環境政策課	外来生物の被害防止のため、生態及び環境等への影響についての情報を発信し、普及及び移入規制に関する県条例等に基づき適切に対応する。	市ホームページや関係機関にチラシを設置するなど、周知を行った。 ・アライグマ防除に関する講演会:1回 ・アライグマ防除:134頭	引き続き、広報及び駆除を行う市民への協力を行う。	B	外来生物の被害防止のため、生態及び環境等への影響についての情報を発信し、普及及び移入規制に関する県条例等に基づき適切に対応する。
			(2)自然観光資源の保全と活用	①北部山麓一帯の活用推進	北部山麓一帯の歴史や自然等の観光資源を活かした魅力的な観光地として、北山ダム周辺や金立山緑のシャワーロードなどをPRし、自然環境の保全と利用者の安全及び快適性の確保を目的とした維持管理を行います。	建設部	緑化推進課	自然環境の保全及び利用者が安全快適に利用できるよう維持管理を行う。	金立シャワーロードの維持管理を行った。 支障木伐採:20箇所 除草:2回 低木剪定:1回	緑のシャワーロード内のパトロールを含め、引き続き維持管理を行う。	A	自然環境の保全及び利用者が安全快適に利用できるよう維持管理を行う。
				②青少年の保存と観光資源活用	有明海の干潟に自生する絶滅危惧種「シメンノフ」や久保泉町豊原山に自生する国指定天然記念物「エヒメヤメ」など、地元住民の愛し、自然観察資源として保存・活用を図っている希少生物について、住民が行う生息環境の保存活動を支援します。	東与賀支所	東与賀支所	シメンノフまわりが開催された場合の支援やシメンノフを育てる会の支援など、住民が行う活動を支援する。	コロナ対策としてWEBシメンノフまわりを開催されたため、実行委員会の支援を行った。また、シメンノフの里休所におけるシメンノフを育てる会の活動の支援も行った。 ・WEBシメンノフまわり ・シメンノフの里休所の開所	シメンノフの立ち枯れが回復傾向にあるので、今後の来訪者の増加が見込まれる。よって、ウイルスを認識して育てる会の活動やシメンノフまわりの支援を行っている。	A	シメンノフまわりの支援やシメンノフを育てる会の支援など、住民が行う活動を支援する。
				③河畔林(横堤)の維持管理	佐賀平野に残された貴重なグリーンベルトである横堤を、ふるさと原風景、歴史的遺産として保存し整備します。	農林水産部	農村環境課	良好な管理を行う。	6~8月に1回、10~12月に1回の計2回の除草、伐採を地元自治会が行った。	良好な管理を行う。	B	良好な管理を行う。
			(3)ラムサール条約登録湿地「東よか干潟」の保全とワイズユース	①干潟の保全	有明海に広がる東よか干潟は、豊富な栄養分や日本一の潮の満ち引きなどを背景に、多くの固有種や希少種が生息するなど多様な生態系を育んでいます。また、東アジアにおける渡り鳥の重要な中継地・越冬地として、種の生息を支える国際的に貴重な生物の生息環境であり、市民や事業者等と協力して干潟環境を保全することにより、東よか干潟が有する独特の生態系を維持します。	環境部	環境政策課	干潟の保全については、平成30年3月に策定した「東よか干潟環境保全及びワイズユース計画」に基づき、「佐賀の誇りを未来へ」という基本方針に沿って、地元の団体や市民全体、企業等の協力により保全活動を推進していく。 ・海岸清掃活動 ・シメンノフ保全活動 ・各種環境調査 ・環境評価の仕組みづくり ・海岸清掃物対策 ・高泥堆積に関する検討 など	・東与賀海岸の清掃活動は企業やボランティアにより継続的に実施された。 ・東よか干潟の環境保全及び利活用の促進を図るため、干潟に生息する底生生物の種類、生息数、分布等の現状を調査・把握するための市民調査を、9月に行った。 ・条約登録地域周辺の底生調査を佐賀大学に委託し実施した。 令和元年度から実施している東よか干潟及びシメンノフマド周辺に生育する植物についても、調査業務委託を行った。 ・東与賀支所を中心にシメンノフ保全の取り組みを実施し、立ち枯れの要因解析を佐賀大学に委託した。また、ボランティアによるシメンノフの種取、種まきを行った。 ・8月には大雨によりこみが海城に流出し、東与賀海岸に漂着。県、東与賀支所と連携し、業者による撤去とともに、職員とボランティアでも除去を行った。	・今後も干潟及び動植物にとっての環境保全及び景観の維持に努めるため、事業者や一般ボランティア、市民と協働し海岸清掃活動を継続していく。 ・調査のデータ蓄積により、東よか干潟の環境調査を実施するに当たり、関係者内で情報を共有し、環境の変化等があれば迅速に把握し対策を講じる。 ・シメンノフ保全活動は、主管である東与賀支所と協力しながら、立ち枯れの原因究明及び具体的な対策等について、引き続き連携していく。 ・海岸清掃物対策については、大量の漂着ごみが発生した場合、佐賀県とも情報共有しながら対策を講じる。	B	干潟の保全については、平成30年3月に策定した「東よか干潟環境保全及びワイズユース計画」に基づき、「佐賀の誇りを未来へ」という基本方針に沿って、地元の団体や市民全体、企業等の協力により保全活動を推進していく。 ・海岸清掃活動 ・シメンノフ保全活動 ・各種環境調査 ・環境評価の仕組みづくり ・海岸清掃物対策 ・高泥堆積に関する検討 など
			②交流・学習の機会の提供	干潟に関心を持つ人々が情報を共有し、連携・協力する仕組みを構築することにより、干潟を介した交流の促進を図り、多くの人が干潟について学習する機会を提供するため、ガイドを養成するとともに拠点施設の整備等を検討します。	環境部	環境政策課	東よか干潟ラムサールクラブについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、募集を行わず、東よか干潟ビジターセンターにて、子ども達に環境学習の機会を提供する。ボランティアガイドの運営については、引き続き土日祝日を中心とした活動を行うとともに、知識とスキル向上のための研修の機会を設けること等により、来訪者へのおもてなしの充実を図る。東よか干潟ビジターセンターについては、交流学習や利活用等の推進として、地域や関係者とともに進めていく。 ・学習機材の創出 ・将来的干潟の保全等を担う人材の確保 ・国内外のラムサール条約登録湿地等との連携・交流 ・教育プログラムの整備・充実 ・リポーターの確保対策 など	・令和2年10月に開催し東よか干潟の保全、ワイズユース、学習・交流を推進し、天候を気にせず、その魅力を伝えるために運営を行った。令和3年度来館者数112,340人 東よか干潟の価値や魅力を現地で案内するボランティアガイドを運営。2019年以降、新型コロナウイルス感染症拡大のための活動を休た時期もあったが、年間約6800人の来訪者に対し、飛来する野鳥の説明や、国内最大の群生を誇る塩生植物シメンノフについて、その価値や魅力を伝えた。 ボランティアガイドのスキルアップのための研修を2回実施した。 ・荒尾干潟と肥前鹿島干潟との3箇地の連携のための会議を開催した。 ・東よか干潟で学習する市内小中学校に対し、利用するバスを借り上げ料の一部を市が負担する取り組みを実施した。利用枚:5枚	東よか干潟の環境保全やワイズユースを支える交流・学習、普及・啓発の取り組みに対し東よか干潟ビジターセンター(ひがさ)の果たす役割は非常に大きいものがある。そのため、学習プログラムを構築し野外授業の受け入れを積極的に行う。 また、普及啓発イベントを開催し、各種団体や他団体との交流を促す取り組みも進めている。	B	東よか干潟ラムサールクラブについては、令和4年度から活動を再開する。ボランティアガイドの運営については、引き続き土日祝日を中心とした活動を行うとともに、知識とスキル向上のための研修の機会を設けること等により、来訪者へのおもてなしの充実を図る。東よか干潟ビジターセンターについては、交流学習や利活用等の推進について、地域や関係者とともに進めていく。 ・学習機材の創出 ・将来的干潟の保全等を担う人材の確保 ・国内外のラムサール条約登録湿地等との連携・交流 ・教育プログラムの整備・充実 ・リポーターの確保対策 など	

環境基本計画に掲げる施策における取り組み

評価の目安  
 A: 計画通りに実施し、非常に良好な実績を得られた。  
 B: 計画どおりに実施できた。  
 C: 一部計画通りに実施できなかった。  
 D: 計画の見直しが必要。

基本目標 (4つの注)	めざす姿 (成果目標)	環境項目	施策の方向	取り組み施策	内容	担当部	担当課	令和3年度実績			取り組みに対する自己評価 A~D 評価がC又はDの場合は理由を記入	令和4年度予定 取り組み計画 (Plan)	
								取り組み計画 (Plan)	取り組み内容及び成果 (Do・Check)	進捗状況、今後の見込み等 (Action)			
				⑥干潟の観光資源としての活用	地域が干潟からの恵みを得ながら干潟の保全を図ることで、干潟の持続的な利用が可能となることから、ラムサール条約登録地である東よか干潟の魅力を市内外へ積極的にPRし、観光資源として活用することにより、干潟を継いだ地域活性化につなげていきます。	経済部	観光振興課	・観光パンフレット、ホームページ等でPRする。 ・東よか干潟及び関連施設の活用や橋の駅ドロンパ、佐野常民記念館等の南部観光施設等との連携による観光推進を図る。	・観光パンフレット等でのPRを行った。 ・東よか干潟周辺のロケーションを活かした新たな観光コンテンツづくりとしてキャンプ実証試験を実施した。 ・各施設を含めた市南部を巡遊するサイクリングコースのパンフレット配布によるPRを行った。	計画どおり実行できている。 引き続き取り組みを行っている。	A	・観光パンフレット、ホームページ等でPRする。 ・東よか干潟及び関連施設の活用や橋の駅ドロンパ、佐野常民記念館等の南部観光施設等との連携による観光推進を図る。	
				⑥干潟の観光資源としての活用	東よか干潟ビジターセンターを核として東よか干潟の魅力や、市内観光地との連携・発信 ・干潟の魅力の発信・発信 ・干潟の文化や技術の記録と継承 ・干潟の恵みのブランド化による地域振興 など	環境部	環境政策課	・観光パンフレット等でのPRを行った。 ・東よか干潟ビジターセンターを核として東よか干潟の魅力や、市内観光地との連携・発信 ・干潟の魅力の発信・発信 ・干潟の文化や技術の記録と継承 ・干潟の恵みのブランド化による地域振興 など	○南部観光ツアー ・2月中旬から3月下旬にかけて、橋の駅ドロンパ、佐野常民と三重津善所跡の歴史館と周遊ツアーを実施した。 ○干潟の魅力発信 ・東よか干潟ビジターセンターがさすの開館1周年を記念し、湯スキーを使用したイベント、夕日の撮影教室、芝生広場での地元アーティストのダンスや吹奏楽演奏などを実施した。 ・まちづくり協議会や市民活動団体が実施するイベントとあわせて干潟の魅力を伝えた。 ・ホームページやSNSを通じた情報発信を行った。 ○干潟の魅力を発信 ・農業振興課や地元農家、農協等を中心にラムサールプランとして首都圏へのPRや市内店舗での取り扱いを推進した。	東よか干潟の自然環境と生物多様性の保全を推進し、持続可能な利用による地域振興を図るため、東よか干潟ビジターセンターがさすを中心に交流・学習機能の充実、また市の重要な観光拠点として市内外にPRし地域振興につなげるための取組みをさらに推進していく。 また、シチメンソウや干潟よか公園、佐野常民三重津善所跡の歴史館と連携し、インバウンドを含め市南部地域の観光振興を推進していく。	東よか干潟ビジターセンターを核として東よか干潟の魅力やSNS等により国内外に発信し東よか干潟の価値を高めるとともに、市観光振興課や観光協会、近隣施設等と連携しながら誘客を図り地域活性化につなげていく。 ・漁業・バードウォッチング利用の促進 ・市内観光地との連携 ・干潟の魅力の発信・発信 ・干潟の文化や技術の記録と継承 ・干潟の恵みのブランド化による地域振興 など		
		3-4 自然環境と調和した都市づくり	(1)みどりや水と共存する都市景観の形成	①都市の風致の維持・保全	自然的要素に富んだ良好な景観を形成しており、都市の土地利用計画し、また都市環境の保全を図るため、風致の維持を図ることが必要な風致地区については、佐野市風致地区内における建築等の規制に関する条例に基づき建築制限等の規制誘導を進めています。	建設部	建築指導課	佐野市風致地区内における行為の許可申請に対し、適切な規制誘導を行う。	申請許可0件	今後も適切な規制誘導を行う。	B	佐野市風致地区内における行為の許可申請に対し、適切な規制誘導を行う。	
				②住民主体の環境保全等のルールづくり	住民自らが良好な住環境の保全・形成等を図るための体系的に定める協定や地区計画等のルールづくりを支援します。	建設部	都市政策課	必要に応じて、ルールづくりを支援する。	協定や地区計画等のルールづくりについて、市民からの要望等も、実績なし。	今後も必要に応じて、ルールづくりを支援する。	B	必要に応じて、ルールづくりを支援する。	
				③良好な景観の形成	景観形成地区の指定や建築行為等の際の届出制度、景観賞の表彰等を実施し、良好な景観形成を推進するとともに、景外広告物の適正化を図ることにより、本市ならではの特色がある景観の形成を促します。	建設部	建築指導課	景観形成地区(城内、長崎街道・柳町)や景観計画に基づく届出に対する良好な景観への誘導、市民への景観に対する意識付け、屋外広告物の適正な届出・誘導を行う。	景観届出誘導121件 景観賞応募総数175件 屋外広告物許可121件	今後も適切な誘導を行う。	B	景観形成地区(城内、長崎街道・柳町)や景観計画に基づく届出に対する良好な景観への誘導、市民への景観に対する意識付け、屋外広告物の適正な届出・誘導を行う。	
				④歴史や文化に根ざした環境の保全	①歴史あるみどり空間の保全 天然記念物に指定された樹木の樹勢調査を実施したり、古くから伝わる古木や巨木を保存樹等として指定し、所有者と協力しながら、歴史あるみどり空間の保全を図ります。	建設部	緑化推進課	指定から10年経過した保存樹の樹勢調査を行い、所有者と連携を取りながら、保全を図る。必要に応じて樹勢回復治療を行う。	10年経過定期点検本数:3本 樹勢回復治療本数:1本	今後も引き続き、所有者と連携を取りながら、保全を図る。	B	指定から10年経過した保存樹の樹勢調査を行い、所有者と連携を取りながら、保全を図る。必要に応じて樹勢回復治療を行う。	
				②景観重要建造物等の保存	歴史的・景観的に優れた建造物等を保全するため、景観重要建造物等として指定し、外観の補修に要する費用の一部を助成するなどの支援を進めます。	建設部	建築指導課	景観重要建造物等の補修等に対し、4件の助成を行う。	助成件数 4件	今後も所有者と協議しながら適切な保全を行う。	B	景観重要建造物等の補修等に対し、4件の助成を行う。	
4 安全で快適な生活環境のま	市民一人ひとりが、身近な生活環境の向上に取り組む。安全で快適な生活を営んでいる。	4-1 身近な生活環境の改善	(1)生活に密着した環境の改善	①ペットの飼育の促進	ペット飼育の飼い主に対して適正飼育の意識啓発を行い、近隣住民へのフケの回避や咬傷事故の防止等を図るとともに、狂犬病予防集団注射を市内各地域で実施して、狂犬病予防の接種率向上を図ります。また、野良猫による被害を抑制するため、地域猫や飼い猫の不妊去勢手術費用の助成等の対応を行います。	環境部	環境政策課	・狂犬病予防集合注射の実施 ・市報等による犬や猫の適正飼育の啓発 ・犬のつけ方教室の開催(全回) ・地域猫不妊去勢手術費用の助成(オス25匹×500円、メス1000円) ・飼い猫の不妊去勢手術費用の助成(オス25匹×500円、メス1000円) ・公園を住処とする野良猫の不妊去勢手術費用の助成(オス13匹×360円、メス1100円)	・狂犬病予防集合注射を4月に実施(35会場、1,941頭) ・市報等による犬や猫の適正飼育の啓発 ・犬のつけ方教室を開催(全回) ・地域猫不妊去勢手術費用の助成(オス25匹×500円、メス1000円) ・飼い猫の不妊去勢手術費用の助成(オス25匹×500円、メス1000円) ・公園を住処とする野良猫の不妊去勢手術費用の助成(オス13匹×360円、メス1100円)	今後も狂犬病予防集合注射、犬の適正飼育の啓発、犬のつけ方教室の開催、猫の不妊去勢手術費用の助成を行う。	A	・狂犬病予防集合注射の実施 ・市報等による犬や猫の適正飼育の啓発 ・犬のつけ方教室の開催 ・地域猫不妊去勢手術費用の助成 ・飼い猫の不妊去勢手術費用の助成 ・公園を住処とする野良猫の不妊去勢手術費用の助成	
				②衛生害虫駆除の推進	水路に生息するアカエイカガの幼虫を駆除することにより、日本脳炎等の伝染病の発生を予防するとともに、居住区域の水溜り等で発生するやぶ蚊の対策について啓発を行い、住みよい生活環境を実現します。	環境部	環境政策課	・委託によるアカエイカガの防除 ・ヤブ蚊対策の啓発 ・衛生害虫等に関する相談対応	・委託によるアカエイカガの防除(幼虫発生河川(単)が273、さなぎ発生河川(単)が120。) ・ヤブ蚊対策の啓発(出前講座:0回 ・衛生害虫等に関する相談対応:7件)	・幼虫発生河川(単)およびさなぎ発生河川(単)については、昨年度とほぼ同じだが減少傾向にある。 ・出前講座や衛生害虫等に関する相談については、要望ありれば、その都度対応する。	A	・委託によるアカエイカガの防除 ・ヤブ蚊対策の啓発 ・衛生害虫等に関する相談対応	
				③家庭ごみ等の野外焼却の禁止	家庭ごみを焼却せずにごみステーションや清掃工場へ搬入するよう指導を行うことにより、煙害の防止に努め、良好な生活環境を守ります。	環境部	環境保全課	・野外焼却の自粛を呼び掛ける。 ・野外焼却によって煙害等が発生している場合には、直ちに焼却をやめるよう原因者に指導を行う。	・野外焼却の自粛を呼び掛けた。 ・野外焼却によって煙害等が発生している場合には、直ちに焼却をやめるよう原因者に指導を行った。	・野外焼却の自粛を呼び掛ける。 ・野外焼却によって煙害等が発生している場合には、直ちに焼却をやめるよう原因者に指導を行う。	A	・野外焼却の自粛を呼び掛ける。 ・野外焼却によって煙害等が発生している場合には、直ちに焼却をやめるよう原因者に指導を行う。	
				④身近な生活環境改善の推進	生活環境に起因する市民等からの相談、近隣住民間あるいは市民と事業者間のトラブル等について、当事者間での対話への誘導、原因者への指導、環境阻害要因の除去ごみの対応を行います。	環境部	環境保全課	生活環境に関する相談対応を行う。	生活環境に関する相談対応(274件)	引き続き相談対応を行う。	生活環境に関する相談対応(274件)	A	生活環境に関する相談対応を行う。
				⑤空き家等の適正管理	倒壊事故や衛生害虫の発生等、空き家・空き地の管理不具合による影響を軽減し市民の生活環境を保全するため、空き家・空き地の所有者等に対して、適正管理の啓発や改善指導、解体費用の助成等を行います。	建設部	都市政策課	危険な空き家に対して解体費用の助成を14件行う。	助成件数12件(14件分を助成対象としていたが、うち2件より申請辞退の申し出あり)	今後も引き続き助成制度の周知を行う。	危険な空き家に対して解体費用の助成を20件行う。	A	危険な空き家に対して解体費用の助成を20件行う。
				⑥不法投棄の防止対策	パトロールや市民からの通報等で見つけた不法投棄ごみについては、投棄者の割り出しに努め、判断した場合には、警察とも協力して厳正な指導を実施します。	環境部	環境保全課	パトロールを毎日実施し、不法投棄ごみを見つけた場合には排出者への指導やごみの回収を行う。	パトロールを毎日実施し、不法投棄ごみを見つけた場合には排出者への指導やごみの回収を行った。	パトロールを毎日実施し、不法投棄ごみを見つけた場合には排出者への指導やごみの回収を行う。	A	パトロールを毎日実施し、不法投棄ごみを見つけた場合には排出者への指導やごみの回収を行う。	
				②市民清掃活動の推進と支援	①清掃活動の推進 毎年6月の「県内一斉ふるさと美化活動」や10月の「市民一斉清掃月間」など、市民や事業者、自治会が協力して取り組む清掃活動を推進、支援します。	環境部	環境保全課	県下一斉ふるさと美化活動や市民一斉清掃月間(10月)の推進、支援を行った。	市民一斉清掃月間(10月)の推進、支援を行った。	今後も同様の事業を実施し、清掃活動の推進及び支援を行う。	A	県下一斉ふるさと美化活動や市民一斉清掃月間(10月)の推進、支援を行う。	
				②清掃ボランティアの支援	地域の自治会やボランティア団体、事業者等が主体となって実施する地域の清掃活動に対し、ボランティア袋の支給やごみの回収などの支援を実施します。	環境部	環境保全課	地域の清掃活動に対し、ボランティア袋の支給やごみの回収などの支援を行う。	地域の清掃活動に対し、ボランティア袋の支給やごみの回収などの支援を行った。	地域の清掃活動に対し、ボランティア袋の支給やごみの回収などの支援を行う。	A	地域の清掃活動に対し、ボランティア袋の支給やごみの回収などの支援を行う。	
				③安全な水道水の安定供給	①安全でおいしい水の確保 水源から蛇口までのあらゆる過程における水質管理の徹底や施設の適切な運用により、安全でおいしい水道水を安定的に供給します。	上下水道局	浄水課	水質事故0%を維持する。	水質事故0%を維持	今後も水質事故0%の維持に努めていく。	A	水質事故0%を維持する。	
				②水道フェアの開催等による啓発	市ホームページや出前講座、水道週間期間中に開催する水道フェアの取り組みなどを通じて、水道水の知識や水源の保全と監視の重要性などについて啓発を行います。	上下水道局	総務課	コロナ禍の影響により、本年度も出前講座や水道フェアによる啓発の実施が不透明な状況であるため、代替案としてホームページや上下水道フェア(年2回)といった広報媒体を使用した啓発を実施していく。	上下水道フェア(中止) 出前講座(年2回)3回	コロナ禍により上下水道フェアが中止となり、出前講座も申し込みが少なかった。今後も社会情勢を考慮して、可能な限りの啓発活動をする。	A	コロナ禍の影響により、本年度も出前講座や上下水道フェアによる啓発の実施が不透明な状況であるため、代替案としてホームページや上下水道フェア(年2回)といった広報媒体を使用した啓発を実施していく。	
				③水道水の水質検査の実施	毎年度策定する水道水質検査計画に基づき、水道水の水質検査を実施するとともに、検査計画及び検査結果を随時公表し、水道水の水質の安定に努めます。	上下水道局	浄水課	ホームページに水質検査結果を公表し、上下水道局の広報誌で市民に向けてPRを行う。(年1回以上)	・ホームページに毎月1回公表 佐野市報に改年度水質検査計画と前年の水質検査結果の概要を掲載(年1回春版)	今後もホームページに水質検査結果を公表し、佐野市報で市民に向けてPRを行う。	A	ホームページに水質検査結果を公表し、佐野市報で市民に向けてPRを行う。(年1回以上)	

環境基本計画に掲げる施策における取り組み

評価の目安  
 A: 計画通りに実施し、非常に良好な実績を得られた。  
 B: 計画どおりに実施できた。  
 C: 一部計画通りに実施できなかった。  
 D: 計画の見直しが必要。

基本目標 (4つの柱)	めざす姿 (成果目標)	環境項目	施策の方向	取り組み施策	内容	担当部	担当課	令和3年度実績			進捗状況、今後の見込み等 (Action)	取り組みに対する自己評価		令和4年度予定 取り組み計画 (Plan)					
								取り組み計画 (Plan)	取り組み内容及び成果 (Do・Check)	評価		A~D	評価がC又はDの場合は理由を記入						
4-2 生活排水の対策	①下水等の処理	(1)下水等の処理	①公共下水道への接続率向上と適正管理	下水道施設の効率的かつ効果的な整備と適切な維持管理を行うとともに、下水道への接続や適切な利用を市民に啓発していきます。	下水道未接続者に対し、接続促進活動を行う。	下水道局	業務課	夜間訪問等を行い、日中留守のお宅に対しても接続指導を行うことができた。夜間訪問件数84件中、面談件数63件。	引き続き夜間訪問を実施し、接続に対する意識を高めていく。	A	下水道未接続者に対し、接続促進活動を行う。								
								下水道整備率(浄化槽を除く)について、令和6年度を目標年度とし、97.3%を目指す。				整備率94.26%(昨年度94.09%)	引き続き未普及地区の整備工事を推進していく。						
								定期的に水質試験を実施し、必要に応じて施設管理受託者に処理方法の改善の助言を行うなど、適切な施設運営を行います。				定期的に水質試験を実施し、必要に応じて施設管理受託者に処理方法の改善の助言を行うことで、適切な施設運営に努めます。	引き続き定期的に水質試験を実施し、適切な施設運営を行う。						
		②農業集落排水の適正管理	農業集落排水処理施設の周辺の水環境を保全するため、排水の水質を定期的に確認し、必要に応じて施設管理受託者に処理方法の改善の助言を行うなど、適切な施設運営を行います。	下水道局	下水道施設課	市営浄化槽整備率(新規)について、令和7年度を目標年度とし、計画設置基数100.0%を目指す。	普及率69.08%(昨年度63.75%)	申請に基づき設置工事を推進するとともに、未設置箇所へ個別訪問を行うなど普及啓発に努める。											
						家庭や事業所等から排出されるし尿・浄化槽汚泥を計画的に収集・運搬し、かつ適正に処理することで、公衆衛生の確保に努めます。	環境部	衛生センター	処理停止日数0。(計画停止日数を除く)	処理停止が生じないよう、定期メンテナンスを含む適正な運用管理を実施した。	処理停止日数0。(計画停止日数を除く)								
						③市営浄化槽の設置と適正管理	公共用水域の水質汚濁防止及び生活環境衛生の改善を図るため、市上下水道局が主体となって浄化槽の設置や維持管理を行う市営浄化槽事業を推進します。	下水道局	下水道工務課	市営浄化槽整備率(新規)について、令和7年度を目標年度とし、計画設置基数100.0%を目指す。	普及率69.08%(昨年度63.75%)	申請に基づき設置工事を推進するとともに、未設置箇所へ個別訪問を行うなど普及啓発に努める。							
	②し尿等の処理	(2)し尿等の処理	①し尿・浄化槽汚泥の適正な収集と処理	家庭や事業所等から排出されるし尿・浄化槽汚泥を計画的に収集・運搬し、かつ適正に処理することで、公衆衛生の確保に努めます。	環境部	衛生センター	衛生センター	処理停止日数0。(計画停止日数を除く)	処理停止が生じないよう、定期メンテナンスを含む適正な運用管理を実施した。	処理停止日数0。(計画停止日数を除く)									
								4-3 地域環境の保全	(1)監視測定の実施	①監視測定の実施	市民の快適な生活環境を確保するために、水質、騒音、振動、大気等の測定調査を継続的に実施し、その結果を情報提供します。	環境部	環境保全課	各種環境調査を継続的に実施し、市民等に対して的確な情報提供を行う。	各種環境調査を継続的に実施し、市民等に対して的確な情報提供を行った。	各種環境調査を継続的に実施し、市民等に対して的確な情報提供を行う。			
														(2)公害等の発生の防止対策	①事業所への環境保全関連の指導	事業所等に対して、関係法令に基づく公害・環境関連遵守事項について適正な指導を行うとともに、特定事業場等への立入調査を実施します。	環境部	環境保全課	・事業所等に対し、関係法令に基づく公害・環境関連遵守事項についての指導を行う。 ・特定事業場等への立入調査を行う。
								②水質汚染への対応	河川等への油流出及び魚のへい死事故等が発生した場合には、迅速に被害の拡大防止措置を実施するとともに原因究明を行います。また、下流域への被害拡大のおそれがある場合には、関係市町や関係機関と連携して対応します。	農林水産部	農村環境課	今年度は油流出が2件発生及び魚の斃死が1件発生し、迅速に対応を行った。	今年度も油流出が2件発生及び魚の斃死が1件発生し、迅速に対応を行った。						今年度も油流出が2件発生及び魚の斃死が1件発生し、迅速に対応を行った。
												環境部	環境保全課						・水質事故時の関係部署への伝達訓練、事故対応訓練を行った。 ・水質事故が発生した場合には、関係機関等と連携して対応する。
								③家畜排せつ物法に基づく適正管理の指導	家畜のふん・尿の不適正な管理による悪臭や水質汚染の発生を防止するため、農業者に対して、家畜排せつ物法に基づき、堆肥として農地に還元するなどの適正処理を行うよう指導します。また、堆肥の発酵促進及び農産物の高付加価値化を図るための取り組みを推進していきます。	農林水産部	農業振興課								農家に経営所得安定対策等推進事業の排畜連携助成等を利用して推進する。
企画調整部	バイオマス産業推進課	・水質事故時の関係部署への伝達訓練、事故対応訓練を行った。 ・水質事故が発生した場合には、関係機関等と連携して対応する。	・水質事故時の関係部署への伝達訓練、事故対応訓練を行った。 ・水質事故が発生した場合には、関係機関等と連携して対応する。	・水質事故時の関係部署への伝達訓練、事故対応訓練を行った。 ・水質事故が発生した場合には、関係機関等と連携して対応する。															
		④まわら・稲わらのすき込み利用等にまわら焼却の抑制	まわら・稲わらのすき込みや、畜産農家との連携による飼料・敷わら等としての利用を促進することで、まわら焼却を抑制し、環境よわら焼却の抑制	農林水産部	農業振興課	まわら、稲わらの有効活用に関する啓発活動を実施する。	まわら、稲わらの有効活用に関するチラシを窓口に設置した。また、生産組合長会議で資料を配布し周知を行った。まわら焼却の情報があつた際は、現地まで農業者に呼びかけを行った。	県やJA等で組織する「佐賀県稲わらまわら適正処理対策会議」からの情報を活用し、取組を継続する。											
(3)化学物質への対策	①市の事業における化学物質対策					施設の新設・改修や樹木の消毒等を行う際には、本市が策定した化学物質の使用に関するガイドラインに基づき、化学物質の使用による健康被害等が発生しないよう努めます。	環境部	環境保全課	・化学物質の使用に関するガイドラインを周知する。 ・薬剤使用実態調査を行う。	・化学物質の使用に関するガイドラインを周知した。 ・薬剤使用実態調査を行った。	・化学物質の使用に関するガイドラインを周知する。 ・薬剤使用実態調査を行う。								
		②学校における適切な環境の維持及び改善	児童生徒等の健康を保持増進し、学習能力の向上を図るため、学校安全保健法の定めにより、学校環境衛生規程に照らし、定期的に環境衛生検査を実施します。教室等の定期検査の一として、ホルムアルデヒドなど揮発性有機化合物の検査を実施し、検査結果に基づいては換気扇の設置等の対応を行います。また、ホルムアルデヒド簡易検知器の貸し出しも行います。	教育部	学事課				揮発性有機化合物の検査を実施する。(市立小中学校各1箇所) ※令和3年度は検査協力機関の人員体制により、各校1箇所実施する。	揮発性有機化合物の検査を実施する。(市立小中学校各1箇所) 夏休み期間に市立小中学校52箇所で行ったホルムアルデヒドの検査を実施した。	今後も計画的に実施する。								

横断プロジェクト	担当部	担当課	令和3年度実績			取り組みに対する		令和4年度予定	
			取り組み計画 (Plan)	取り組み内容・成果及び評価 (Do・Check)	今後の見込み、改善策等 (Action)	自己評価	取り組み計画 (Plan)		
						A～D はDの場合 は理由を記す			
① バイオマス 産業都市 の構築	環境部	循環型社会推進課	ごみ発電の余剰電力を市内の公共施設に供給して、電力の地産地消を継続する。また、出前授業による電力の地産地消の広報活動及び節電支援システムによる公共施設の節電促進活動を行う。	令和3年度の電力供給施設は小中学校50校、公民館等の公共施設63箇所となった。出前授業では思春小中学校の4年生(計2クラス)を対象に実施し、環境教育の推進を図った。	余剰電力を市内の公共施設に供給することで、更なる電力の地産地消を進めると共に、小中学校への出前授業による環境教育の推進及び節電支援システムによる公共施設の節電促進活動を行う。	B	ごみ発電の余剰電力を市内の公共施設に供給して、電力の地産地消を継続する。また、出前授業による電力の地産地消の広報活動及び節電支援システムによる公共施設の節電促進活動を行う。		
		企画調整部	バイオマス産業推進課	「さが葎類バイオマス協議会」による情報提供やビジネスマッチング等の取り組みを継続するとともに、「さが葎類産業研究開発センター」における葎類培養や抽出などの研究・開発や、葎類が有する成分の有効性の研究に取り組む。 ・既存の事業者に対する二酸化炭素の安定供給に取り組む。 ・新たな植物工場等の誘致や多方面でのバイオマス資源の活用について、調査・研究を行う。	・ウェビナーを活用した協議会会員への事業化サポートの実践や、会員同士のビジネスマッチングを実施した。佐賀大学の研究開発から葎類抽出を行った。 ・アルビータ、JA全農、グリーンラボに対し、二酸化炭素の供給を実施した。 ・アルビータへの事業拡張用地の所有権移転が完了した。 ・アルビータへの二酸化炭素供給を開始する。	・協議会活動及びバイオマスの活用に関して、新型コロナウイルスの影響により市場状況が変化する可能性があり、ニーズの変化を注視しながら事業を進める。 ・二酸化炭素の供給に関して、供給量の変化が見込まれるため、関連部署と連携しながら安定的な供給を実施する。 ・アルビータが事業拡張用地にて施設の整備に着手した。 ・アルビータの新施設及び清掃工場周辺へ新たに導入した施設設置事業者への二酸化炭素供給を開始する。	A	「さが葎類バイオマス協議会」による情報提供やビジネスマッチング等の取り組みを継続するとともに、「さが葎類産業研究開発センター」における葎類培養や抽出などの研究・開発や、葎類が有する成分の有効性の研究に取り組む。 ・既存の事業者に対する二酸化炭素の安定供給に取り組む。 ・新たな植物工場等の誘致や多方面でのバイオマス資源の活用について、調査・研究を行う。	
	上下水道局 水プロジェクト 推進部	下水エネルギー推進室	衛生センター土木建築・機械・電気工事の実施 堆肥化施設製品棟の実施設計 味の素との事業化に向けた協議の継続	地域バイオマスを下水浄化センターで処理するために衛生センター及び味の素との協議を行った。 衛生センターと八田中アンプ場を接続する圧送管路の整備及び衛生センターと原前処理施設の新設工事に着手した。	衛生センター内にし尿等の受け入れ設備を構築する。 味の素とは協議を引き続き実施する。	B	・衛生センター土木建築・機械・電気工事の実施 ・味の素との協議の継続		
	環境部	循環型社会推進課	高品質バイオディーゼルの精製量を増加させ、市営バスやトラック車等での燃料使用による再生可能エネルギーの活用促進を図る。	・高品質バイオディーゼル燃料(HBD)について、公募企業との共同研究を進め、発電機での実証実験を行った。 ・高品質バイオディーゼル燃料(HBD)の精製技術に応用して、廃食用油からバイオジェット燃料を精製する民間事業を支援し、新たな用途拡大による再生可能エネルギーの普及に協力した。	・高品質バイオディーゼル燃料(HBD)について、発電機や建設重機等への利用について、実証に向け共同研究を進める。 ・高品質バイオディーゼル燃料(HBD)の精製技術に応用して、廃食用油からバイオジェット燃料を精製する民間事業を支援し、新たな用途拡大による再生可能エネルギーの普及に協力する。	B	・高品質バイオディーゼル燃料(HBD)について、発電機や建設重機等への利用について、公募企業との共同研究を進める。 ・高品質バイオディーゼル燃料(HBD)の精製技術に応用して、廃食用油からバイオジェット燃料を精製する民間事業を支援し、新たな用途拡大による再生可能エネルギーの普及に協力する。		
	環境部	循環型社会推進課	市内での食品リサイクルの促進に向けた情報提供に努めるとともに、事業所生ごみ処理機導入を進めている。	市内での食品リサイクルの促進に向け、食品廃棄物が多く出す事業者を生ごみ処理機等の情報提供に努めた。	生ごみ処理機の導入を検討していた事業者2社がメーカーと具体的な協議を進めたが、初期費用や人員体制等面で断念された。	C	市内での食品リサイクルの促進に向けた情報提供に努めるとともに、事業所生ごみ処理機導入を進めている。		
② 環境教育 の推進	環境部 教育部	環境政策課 学校教育課	1.佐賀市学校版環境ISO	・全53校を訪問または書類で審査し、取り組みの状況を確認した。 ・社会科副読本「くらとごみ」にSDGsに関する内容を加え、小学4年生に配布する。 ・子ども環境ポスター展を実施する。 ・希望する学校に対してISO認定校の看板を設置及び修繕をする。 ・小中学校の清掃工場、東上か干潟見学時のバス借上料の一部を負担する。 ・各学校の特色ある取り組みを発信する。	・全53校を訪問または書類で審査し、取り組みの状況を確認した。 ・社会科副読本「くらとごみ」を改定し、小学4年生に配布する。 ・子ども環境ポスター展を実施し、作品を市役所、エコプラザ、市立図書館、東上か干潟ビジターセンターで展示した。(応募点409点) ・ISO認定校の看板が老朽化したものの取り換えを行った。(4校) ・小中学校の清掃工場、東上か干潟見学時のバス借上料の一部を負担した。(2校/バス47台) ・学校の特色ある取り組みを発信した。 (新型コロナウイルス感染症拡大防止のため各種研修会の開催は中止)	・全53校を訪問または書類で審査し、取り組みの状況を確認した。 ・社会科副読本「くらとごみ」を改定し、小学4年生に配布する。 ・子ども環境ポスター展を実施する。 ・希望する学校に対してISO認定校の看板を設置及び修繕をする。 ・小中学校の清掃工場、東上か干潟見学時のバス借上料の一部を負担する。 ・各学校の特色ある取り組みを発信する。	B	・全53校を訪問または書類で審査し、取り組みの状況を確認する。 ・社会科副読本「くらとごみ」を改定し、小学4年生に配布する。 ・子ども環境ポスター展を実施する。 ・希望する学校に対してISO認定校の看板を設置及び修繕する。 ・小中学校の清掃工場、東上か干潟見学時のバス借上料の一部を負担する。 ・各学校の特色ある取り組みを発信する。	
		環境部	環境政策課	2.佐賀環境フォーラム	・環境分野に関する講義を開催する。(対面、オンライン) ・体験講座を開催する。 ・現地見学会を開催する。 ・最終報告会を開催する。 (新型コロナウイルス感染症の影響により内容変更の場合がある)	・環境分野に関するオンライン講義を配信した。 ・現地見学会として東上か干潟ビジターセンターへごみを視察し、あわせて体験講座として、干潟のごみ拾い活動を実施した。(6月19日。参加者56名) ・体験講座として、松原川や東上か干潟の歴史や自然の共生について学んだ。(6月27日。54名) ・研究成果発表会をオンラインで開催した。(1月23日)	令和4年度から佐賀大学の授業開放科目となる。市としては引き続き、講義の充実のための支援や市民の受講に関する広報活動を実施する。	A	・次年度カリキュラムの企画(外部講師選定やフィールドワークの内容検討など)を通して、講義開催に向けた支援を行う。 ・市報などで広報を行い、広く市民の参加を募る。
		環境部	環境政策課	3.「ンボ王国さが」づくり	・自然観察会「さがの生き物が2021」を開催する。 ・NPO市民コンクールを開催し、入賞作品でカレンダーを作成する。 ・ミヤマアカネの保全活動を実施する。 ・小学校事前学習、草刈り、草刈り、草刈り、観察会 ・白石原遼原の維持管理を行う。 (新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一部内容を変更して実施)	・自然観察会「さがの生き物が2021」を開催した。 6/12(15人)、7/18(23人)、11/13(14人) ・NPO市民コンクールを開催し、エコプラザ、佐賀市役所市民ホール、市立図書館、東上か干潟ビジターセンターで展示して入賞作品を展示した。 応募総数:1015点(県内195点、県外820点) ・市民コンクール入賞作品を掲載したカレンダーを製作した。(1,000部) ・県準絶滅危惧種のンボミヤマアカネを保全するため、地元小学生と共に生息地を整備した。これに合わせて、事前学習や観察会を行った。 ・白石原遼原の維持管理を行った。 ・リーフレット「さがの自然」を作成し、普及啓発を行った。 ・小冊子「さがのたんば」を配布した。	・本市の自然や生き物を広く扱った観察会を企画する。 ・今後も引き続きNPOなどの生き物を通して、市民が自然に親しめる事業を実施する。	B	・自然観察会「さがの生き物が2022」を開催する。 ・NPO市民コンクールを開催し、入賞作品でカレンダーを作成する。 ・ミヤマアカネの保全活動を実施する。 ・小学校事前学習、草刈り、草刈り、草刈り、観察会 ・白石原遼原の維持管理を行う。

横断プロジェクト		担当部	担当課	令和3年度実績			取り組みに対する		令和4年度予定
				取り組み計画 (Plan)	取り組み内容・成果及び評価 (Do・Check)	今後の見込み、改善策等 (Action)	自己評価		
							A～D	はDの場合 は理由を記す	
4. 環境学習拠点施設(エコプラザ)における環境学習	環境部	循環型社会推進課	・3Rの推進はもとより、バイオマスや自然環境など、様々な環境問題が自分の生活と深く関わりのあることを実感してもらったための施設見学の実施。 ・施設見学の機会が少ない中高大生への環境教育のきつなげりと、ごみ処理体験による意識高揚を目的とした職場体験学習の受け入れ。	・市内外の小学生を始め、大学、地域団体、企業・行政提案等の団体による施設見学を受け入れるとともに、個人での見学対応も行った。 見学者数:7,117名(団体:5,716名、個人:1,401名) ・職場体験学習として、エコプラザでの環境啓発講座やイベントの対応体験を受け入れた。 受入人数:中学生8名、大学生6名	・今後も、社会科学習の小学生を始め、各種団体の施設見学を受け入れるとともに、個人での見学対応も行い、様々な環境問題が自分の生活と深く関わりのあることを実感してもらおう。 ・今後も、職場体験学習を受け入れることで、施設見学の機会が少ない中高大生への環境教育の契機とし、体験を通じた意識高揚を図る。	B		・3Rの推進はもとより、バイオマスや自然環境など、様々な環境問題が自分の生活と深く関わりのあることを実感してもらったための施設見学の実施。 ・施設見学の機会が少ない中高大生への環境教育のきつなげりと、ごみ処理体験による意識高揚を目的とした職場体験学習の受け入れ	
	環境部	環境政策課 循環型社会推進課 環境保全課	環境学習の拠点施設であるエコプラザの利活用促進と環境教育の推進を目的として、3Rの推進はもとより、自然環境や生活環境、バイオマスなど、様々な環境問題をテーマとしたイベント等を開催するとともに、各種団体等が実施する環境イベント等の誘致に努める。	環境教育用のパネル展示や、「低炭素型社会」、「循環型社会」、「自然共生型社会」、「生活環境」などに関する環境啓発イベントを実施した。 ・花王国際館でも環境絵画展示342名 ・環境クイズラリー342名 ・3.11東日本大震災写真展46名 ・その他、環境をテーマとした他団体主催のアートの展示や、動画の配信等を行った。	今後も、各種団体のイベントを誘致したり、企業等との連携を進めることで、これまで環境問題に関わり関心がなかった層にも環境問題に触れる機会を作り、エコプラザの利活用促進と環境教育の推進を図る。	B		環境学習の拠点施設であるエコプラザの利活用促進と環境教育の推進を目的として、3Rの推進はもとより、自然環境や生活環境、バイオマス、SDGs、プラスチック資源循環など、様々な環境問題をテーマとしたイベント等を開催するとともに、各種団体等が実施する環境イベント等の誘致に努める。	
	環境部	循環型社会推進課	エコプラザの再生ゾーンを中心に、3Rの推進と意識高揚を目的とした各種講座やイベント等の実施。	エコプラザの再生ゾーンにおいて、リユース品やリペア品の販売を行うとともに、3Rに関する講座やイベント(エコマーケット)を開催した。 ・3Rに関する講座:102回615名 ・エコマーケット、おもちや病院、防災イベント等:10回1,796名 ・リペア・レンタル等:72回122名	今後も、エコプラザの再生ゾーンにおいて、リユース品やリペア品の販売を行うとともに、3Rに関する講座やイベント(エコマーケット)を開催し、参加者の意識高揚を図る。	B		エコプラザの再生ゾーンを中心に、3Rの推進と意識高揚を目的とした各種講座やイベント等の実施。	
	企画調整部	バイオマス産業推進課	・市民、団体、企業等の視察を数多く受け入れ、佐賀市の取組みを紹介することで「バイオマス産業都市さき」の認知度向上を図る。 ・進出企業の施設も活用した環境教育を実施する。	令和3年度の視察件数は76件(1,013人)、出前講座は1件(11人)を対象に実施した。CO2を活用した炭酸飲料に関する講座を実施した(6日間で148人)。	・新型コロナウイルスの影響により視察を中心とした発信業務が難しくなっているが、状況を踏まえながら可能なことから実施する。 ・動画等を用いた効果的な周知を行う。	A		・市民、団体、企業等の視察を数多く受け入れ、佐賀市の取組みを紹介することで「バイオマス産業都市さき」の認知度向上を図る。 ・進出企業の施設も活用した環境教育を実施する。	
5. 佐賀市環境保健推進協議会の取り組み	環境部	環境政策課	・生活環境の保全及び浄化、健康で住みよいまちづくりに寄与することを目的として、佐賀市環境保健推進協議会及び各校区実践本部、各支部の活動に対して補助金を交付することにより、地域住民が地域の実情に合った環境保全活動や健康づくり等の活動を実施した。(実施日:10/20、参加者:44名) ・先進地視察研修を実施した。 ・佐賀市環境保健推進大会はコロナのため中止し、環境保全や健康づくりへの功労者表彰式を実施した。(実施日:2/8、参加者:11人) ・環境保全、ごみ対策、健康推進の各部会において、活動を企画し、実践活動を実施した。(各部会2回ずつ、参加者のべ95人)	環境保全、健康保健に関する事業は、地域での住民活動を促す意味からも続けることが不可欠であるため、今後も継続予定。 ・視察研修の実施。 ・佐賀市環境保健推進大会を開催し、環境保全や健康づくりへの功労者の表彰、環境講演会を実施予定。 ・各部会において、活動の企画及び実施。 ・各実践本部及び支部において、地域住民が地域の実情に合った環境保全活動や健康づくり等の活動を実施。	・市内各校区自治会を实践本部とし、単位自治会を支部として組織する「佐賀市環境保健推進協議会」が行う環境美化やごみ減量などの実践活動や啓発活動への支援。 ～以下、各校区での具体的な取り組み～ ・先進地視察研修(未定) ・佐賀市環境保健推進大会(2月上旬) ・環境保全、ごみ対策、健康推進の各部会活動(各2回) ・各実践本部及び支部における活動(年間)	B		・市内各校区自治会を实践本部とし、単位自治会を支部として組織する「佐賀市環境保健推進協議会」が行う環境美化やごみ減量などの実践活動や啓発活動への支援。 ～以下、各校区での具体的な取り組み～ ・先進地視察研修(鹿島市へ) ・佐賀市環境保健推進大会(2月上旬) ・環境保全、ごみ対策、健康推進の各部会活動(各2回) ・各実践本部及び支部における活動(年間)	
			・東よか千両ラムサールクラブは募集を行わず、ワークショップやイベントに参加したい方だけを登録し、各種催事への参加を奨励し啓発を図る ・市内小中学校の東よか千両での学習に対し、バス借上げ料の一部を負担する。 ・東よか千両ボランティアガイドは23名で一般利用者はもとより、野外学習に来た学生への案内・説明を行い、学習の支援を。 ・高校、大学への研究、学習の支援を行い、連携を推進していく。	・東よか千両ラムサールクラブについては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため募集による活動は中止。ただし、ひがさきにおいてワークショップや講座等の開催により環境学習の機会を提供した。 ・東よか千両での現地学習でのバス借上げ料に対し一部を市が負担し、学習機会を促した。 ・ボランティアガイドによる環境学習の支援を行った。 ・佐賀市高、高専館高の千両生物調査の支援を行い、高校生との環境学習の連携を実施した。 ・中学、高校の現地研修の受け入れ、学習支援を行い、高校との環境教育連携を図った。	東よか千両ビジターセンターを中心として、小中学生向けの環境教育プログラムの構築や環境学習利用を推進し、ラムサール条約や環境保全の取り組みを促進する。 また、高校や大学の研究及び学習の支援を行い、幅広い環境学習の連携を行っている。	A		・令和4年度から東よか千両ラムサールクラブ再開し、多くの子供達に東よか千両に関する学習の機会を提供する。 ・環境学習プログラムの構築を行い、環境学習拠点としての取り組みを推進する。 ・市内小中学生の東よか千両での学習に対し、バス借上げ料の一部を負担する。 ・東よか千両ボランティアガイドは23名で一般利用者はもとより、野外学習に来た学生への案内・説明を行い、学習の支援を。 ・高校、大学への研究、学習の支援を行い、連携を推進していく。	
7. その他の環境教育	環境部	循環型社会推進課	若い世代に向けての啓発及びごみ問題を身近なものとして考えてもらうきっかけづくりとして「高校生エコチャレンジ」を実施する。	・市内の高校を対象に、日常生活で気軽にできるごみ減量について、任意の2週間取り組む「高校生エコチャレンジ」を実施した。 参加校:公立高校7校(1,509人)	「高校生エコチャレンジ」について、平成26年度から実施してきたが、若い世代への啓発として一定の効果があったため、令和3年度をもって廃止する。今後は啓発及びごみ問題を身近なものとして考えてもらうきっかけづくりとして、高校生や大学生を中心に、SDGsゴール12を中心とした個別的な連携を企画・実施していく。	B		啓発及びごみ問題を身近なものとして考えてもらうきっかけづくりとして、高校生や大学生を中心に、SDGsゴール12を中心とした個別的な連携を企画・実施していく。	
	環境部	循環型社会推進課	地域や事業所など、様々な場所での環境教育の場の提供を目的とした出前講座の実施。	・地域や事業所等において、ごみの分別や食品ロス、外国人のためのごみ出し講座、海洋プラスチック問題、電気の地域地帯など、市の取り組みを紹介する出前講座や小学校へ出前授業を実施した。 開催回数:12回311人 ・生ごみの地肥化や古紙の分別による減量方法について、体験型講座や相談・サポートを実施した。 講座開催回数:51回、サポート実施件数:270件	今後も、地域や事業所等を対象とした出前講座を実施することで、様々な場所での環境教育の場の提供に努める。	B		地域や事業所など、様々な場所での環境教育の場の提供を目的とした出前講座の実施。	
	環境部	循環型社会推進課	今後の環境教育のあり方や進め方について協議する。	エコプラザ定例会において、環境教育の具体的な方法等について協議したが各種環境教育事業を実施した。 定例会開催回数:12回	今後も、環境教育のあり方や進め方について協議していく。	B		今後の環境教育のあり方や進め方について協議する。	
全庁	各課	保育所、幼稚園、公民館や事業所など、市民のライフステージに合わせた多様な環境教育の実施。特に、環境教育を受けられる機会が少ない幼児や高校生に対して、効果的な環境学習の手法等を検討し、機会の創出に努める。	上記の取り組みのほか、緑化教室や自然体験、農業体験、植樹イベントなど、環境や自然に関連する事業を行う各部署において環境教育を実施。	引き続き、市民が自然に親しみ、環境配慮の意識が高まるような環境学習の機会を提供する。	-		保育所、幼稚園、公民館や事業所など、市民のライフステージに合わせた多様な環境教育の実施。特に、環境教育を受けられる機会が少ない幼児や高校生に対して、効果的な環境学習の手法等を検討し、機会の創出に努める。		

環境基本計画に掲げる成果指標の達成状況

基本目標	成果指標	H25 (2013) 基準値	R1 (2019) 実績値	R2 (2020) 実績値	R3 (2021) 目標値	R3 (2021) 実績値	R6 (2024) 目標値
地球温暖化を防止するまち	① 省エネ等の環境問題を把握し、取り組んでいる市民の割合	78.8%	73.4%	70.2%	79.4%	70.8%	85.0%
	② 温室効果ガス排出量削減率(2013年度比)	-	22.6%	35.4%	14.5%	28.3%	17.9%
資源を活かす循環のまち	③ 1人1日当たりごみ排出量	1,048g	1,018g	992g	990g	962g	964g
	④ リサイクル率	17.4%	18.3%	18.6%	19.8%	18.0%	20.5%
水とみどりがあふれるまち	⑤ 市街地のみどりが増えて景観が良くなったと感じる市民の割合	-	56.3%	56.7%	58.7%	59.1%	60.2%
	⑥ 市民一人当たりの都市公園面積	7.2㎡	7.8㎡	7.9㎡	8.0㎡	7.95㎡	8.3㎡
	⑦ 景観賞表彰件数	68件	92件	96件	100件	101件	112件
	⑧ 屋外広告物許可割合	26.9%	84.0%	84.7%	88.6%	85.3%	100%
安全で快適な生活環境のまち	⑨ 公害苦情(騒音・振動・悪臭等)件数	-	172件	188件	134件	141件	130件
	⑩ 生活環境苦情件数	-	646件	465件	329件	480件	300件
	⑪ 鉛給水管更新率	45.0%	89.3%	91.5%	96.7%	92.3%	100%
	⑫ 下水道接続率	87.3%	91.3%	91.9%	92.9%	92.3%	93.4%

※網掛けは目標未達成のもの。